

文部科学省

平成 20 年度教育研修活動補助事業

「専修学校における学校評価等に関する調査研究」

報告書

平成 21 年 3 月

財団法人専修学校教育振興会

文部科学省平成 20 年度教育研修活動補助事業
「専修学校における学校評価等に関する調査研究」報告書 正誤表

P. 14

(2) 財務諸表等の全てまたは一部は、原則としてどのように公開していますか？

上記回答のうち、「公開している」という学校 482 校について分析を行いたい。

「学内で閲覧」においては、「すべてを公開」と回答したのは 47 校（9.8%）、「法令で定められたものおよびその他一部を公開」と回答したのは 64 校（13.3%）、「法令で定められたもののみを公開」と回答したのは ~~28 校（5.8%）~~ **261 校（54.1%）**、「無回答」は ~~445 校（92.3%）~~ **110 校（22.8%）** であった。

「掲示板への掲示」においては、「すべてを公開」と回答したのは 1 校（0.2%）、「法令で定められたものおよびその他一部を公開」と回答したのは 8 校（1.7%）、「法令で定められたもののみを公開」と回答したのは

~~261 校（54.1%）~~ **28 校（5.8%）**、
「無回答」は ~~110 校（22.8%）~~
445 校（92.3%） であった。

「広報誌等に印刷して配布」においては、

図表 12. 財務諸表等の全てまたは一部は、原則としてどのように公開していますか？

範囲 方法	全てを公開	法令で定められたものおよびその他一部を公開	法令で定められたもののみを公開	無回答
	公開範囲毎の回答校総数(482校)に占める回答校数の割合			
	公開方法毎の回答総数(下部:A)に占める回答校数の割合			
① 学内で閲覧	47	64	261	110
	9.8%	13.3%	54.1%	22.8%
	67.1%	44.4%	57.4%	4.1%

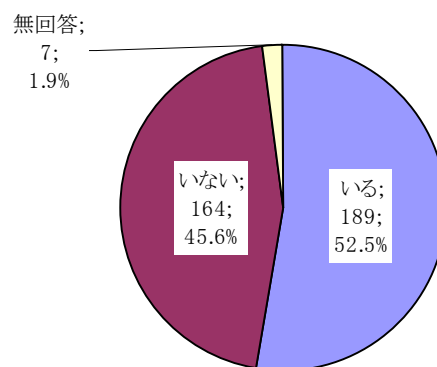
P. 27

(6) 資格・検定の合格者率（％）を公表していますか？

上記同様指定養成施設以外の学校 360 校より回答を得た。「いる」という回答は 189 件（52.5%）、「いない」という回答は 164 件（45.6%）、「無回答」が 7 件（1.9%）であった。

ここでクロス集計結果についても述べたい。指定養成施設以外で「資格・検定の受験者数を公表している学校」120 校の中で、~~「資格・検定の受験者数を公表している学校」が 120 校あった。この 120 校の中で、~~「資格・検定の合格者率を公表している学校」が 114 校（95.0%）、「資格・検定の合格者率を公表していない学校」が 6 校（5.0%）であった。

図表 30. 資格・検定の合格者率（％）を公表していますか？



以上

はじめに

－ 専修学校・各種学校における「学校評価と評価結果公表の義務化」 －

専修学校は昭和 51 年度の制度発足から 34 年目を迎えました。これまで専修学校は、専門的な職業教育を担う中核的機関として発展を続け、「高度専門士および専門士の称号付与」ならびに「大学院入学および大学編入学資格付与」などの制度改革が進められ、職業教育機関としての社会的地位の向上を図ることができました。

また、平成 18 年 12 月には教育基本法が 60 年ぶりに改正され、教育目標の一つとして「職業教育の重要性」が謳われ、教育振興基本計画では、「専修学校等について、社会の変化に即応した実践的な職業教育及び専門的な技術教育を行う機能が発揮されるための取組を促す。」等が明記されました。

このような中で文部科学省は平成 19 年 11 月に「専修学校の振興に関する検討会議」を設置、平成 20 年 10 月までに 12 回の会議を重ね平成 20 年 11 月に「社会環境の変化を踏まえた専修学校の今後の在り方について（報告）」をまとめました。

その報告を受けた文部科学大臣は、中央教育審議会に対して「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を諮問。諮問を受けた中央教育審議会は、平成 21 年 1 月に「キャリア教育・職業教育特別部会」を設置し、現在、その審議を行っているところです。

このようにキャリア教育・職業教育の重要性が広く社会に問われてはいるものの、現在の専修学校を取り巻く環境は、少子高齢化社会における大学全入時代の到来等により、厳しい状況に置かれています。

一方、平成 6 年から努力義務化されていた自己点検・評価は、平成 19 年 12 月の学校教育法改正により「学校評価と評価結果の公表」として義務化されました。（大学、高専等は平成 11 年より義務化されている。）

われわれ専修学校は、これを「教育内容の向上」「学校運営の充実」「広く社会に信頼される開かれた学校づくり」につながる重要なことであると考え、確実に実施することにより「今まで以上の魅力ある職業教育機関」として、厳しい現状を打破しなければなりません。

本財団では、全ての専修学校がこの法令改正を踏まえ、「学校評価と評価結果の公表」に対する理解と取り組みを深めることにより、専修学校全体のより一層の発展と振興につながることを期待しています。

最後ではありますが、本書作成のために調査にご協力いただきました会員皆様に、厚く御礼申し上げます。

また、本財団の実施する事業には、学生の社会人基礎力養成のための「情報検定」「ビジネス能力検定」が、また、学生・生徒が安全な学校生活を送るための様々な「保険」等がございます。本財団の適切な運営のためにも、是非これらをご活用いただきますよう、強くお願い申し上げます。

平成 21 年 3 月
学校評価等に関する研究委員会
委員長 中 村 徹

もくじ

はじめに 学校評価等に関する研究委員会委員長 中村 徹

- 【参考】 1. 専修学校における「学校評価」と「評価結果の公表」について…… 1
2. 学校評価等の制度化の経緯と現状
 専修学校各種学校と他の教育機関とにおける制度化の対比… 2
3. 「財務諸表等の公開」について…………… 2

第1章 調査・研究の概要

1. 調査・研究の趣旨…………… 3
2. 調査・研究の実施…………… 3
3. 調査用アンケートについて…………… 5
 調査アンケート用紙…………… 6
4. 「専修学校 学校評価等に関するアンケート調査
 (評価の公表等に関して)」Q & A…………… 10
 学校評価等に関する研究委員会

第2章 アンケートの集計結果と分析・考察

- I. 自己点検・自己評価から学校評価公表への移行…………… 11
 学校評価等に関する研究委員会委員 中西 義裕
II. 財務諸表の公開…………… 13
 学校評価等に関する研究委員会委員 小平 達夫
III. 学生指導…………… 23
 学校評価等に関する研究委員会委員長 中村 徹
IV. 資格・検定に関する情報等の公表…………… 25
 学校評価等に関する研究委員会委員 小平 達夫
V. 学校評価・学校関係者評価のための組織等…………… 28
V. 情報提供等…………… 31
VI. 自由記入…………… 33
 学校評価等に関する研究委員会委員 平田 眞一

第3章 調査協力校一覧…………… 38

- 第4章 「平成20年度 学校評価等研修会」報告…………… 41
 平成19年度の調査報告と平成20年度の調査研究について
 学校評価等に関する研究委員会委員 小平 達夫… 42
 評価機構のあり方と運営－専門学校等第三者評価の現状と今後について－
 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構
 学校評価検討委員会委員、第二調査部会副部長
 関口 正雄… 58

【参考】

1. 専修学校における「学校評価」と「評価結果の公表」について

1. 平成 19 年 12 月 26 日に施行された学校教育法第 42 条により、「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。」と定められました。

2. 学校教育法第 42 条の「文部科学大臣の定めるところ」を定めたものが、「学校教育法施行規則第 5 節 学校評価」です。

以下の施行規則第 66～68 条は、同施行規則第 189 条及び第 190 条において専修学校及び各種学校についての準用が規定されていますので、専修学校・各種学校においては「自己評価の実施と評価結果の公表が義務化」され「学校関係者評価の実施と評価結果の公表が努力義務化」されたことになります。

つきましては、文部科学省が平成 20 年 1 月 31 日に示した「学校評価ガイドライン[改]http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/08012913.htm」を参考とした解説を添え、関係条文を掲載いたします。

自己評価の実施と評価結果の公表を規定する条文

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

解説：①「自己評価(自ら評価を行い)」は、各学校の教職員が行う評価です。校長のリーダーシップの下で、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要です。

② 結果公表の方法は、「学校情報誌に掲載」「保護者への説明会での説明」「地域広報誌への掲載」「地域住民や関係機関への説明会の実施」「学校ホームページで公開」等が考えられます。

学校関係者評価の実施と評価結果の公表を規定する条文

第 67 条 小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

解説：①「学校関係者評価(学校関係者による評価)」は、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価です。

② 教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものです。

③ 結果公表の方法は、自己評価の結果公表の方法と同等に考えられます。

評価結果の設置者への報告を規定する条文

第 68 条 小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

解説：主として、国公立の学校が設置者である国・地方公共団体へ報告することを義務付けるものです。

2. 学校評価等の制度化の経緯と現状

専修学校各種学校と他の教育機関とにおける制度化の対比

年 度	幼、小、中、高、 中等教育、特別支援学校	大学、高専等	専修学校・各種学校
平成 3 年度		設置基準改正による自己点検・ 評価の努力義務化。	
6 年度			設置基準改正の際に文部事務 次官通知『自ら点検及び評価 を行うことに努めるよう配慮 願いたい』
11 年度		設置基準改正による自己点検・ 評価及び結果公表の義務化、外 部者による結果検証の努力義務 化	
14 年度	設置基準改正による自己点 検・評価の努力義務化。 ※中等教育、特支除く	学校教育法の改正による認証評 価機関による認証評価の義務化 及び自己点検・評価の義務化に ついて学校教育法に規定→設置 基準上の規定は削除(平成 1 6 年 4 月施行)	設置基準改正による自己点 検・評価の努力義務化。外部 者による評価の努力義務化
16 年度		学校教育法施行規則の改正によ る認証評価機関の基準適用細目 の施行(認証評価開始)	
19 年度	学校教育法改正による自己 点検・評価及び結果公表の 義務化、学校関係者評価及 び結果公表の努力義務化。 →設置基準上の規定は削 除。		学校教育法改正による自己点 検・評価及び結果公表の義務 化、学校関係者評価及び結果 公表の努力義務化。→設置基 準上の規定は削除。

3. 「財務諸表等の公開」について

「財務諸表等の公開」につきましては、平成 16 年 4 月 1 日以後に始まる会計年度について、以下の私立学校法第 47 条が適用することと定められています。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 47 条 学校法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第 37 条第 3 項第 3 号の監査報告書(第 66 条第 4 号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

※ 財団法人専修学校教育振興会が作成した平成 13 年度～19 年度までの自己点検自己評価様式集はホームページのダウンロードセンターよりダウンロード可能です。

※ 「学校評価等」につきまして質問・要望等が、また、研修事業に関するご提案等がありましたら、財団法人専修学校教育振興会事務局(ホームページの「お問い合わせ」フォーム が便利です)までお願いします。

平成 21 年 3 月

財団法人 専修学校教育振興会

学校評価等に関する研究委員会

第1章 調査・研究の概要

1. 調査・研究の趣旨

財団法人専修学校教育振興会（以下専教振）では、専修学校教育の質的向上及び健全な学校運営等の推進のため、平成5年度より、専修学校における自己点検・自己評価に関する調査研究事業を実施している。

今年度は、「学校評価等に関する研究委員会」を設置し、「専修学校 学校評価等に関するアンケート調査（評価の公表等に関して）」（6～9 ページ参照）を作成し調査を行うと同時に、第3者評価等をテーマとした研修会を実施して、平成19年12月に義務化された学校評価および評価結果の公表等の推進へ向けての啓発活動を行った。

2. 調査・研究の実施

(1) 学校評価等に関する研究委員会

委員長	中 村 徹	（静岡福祉医療専門学校）
委 員	秋 葉 英 一	（千葉情報経理専門学校）
〃	中 西 義 裕	（名古屋製菓専門学校）
〃	平 田 眞 一	（中国デザイン専門学校）
〃	小 平 達 夫	（富山情報ビジネス専門学校）

(2) 学校評価等に関する研究委員会 開催日程・議題

回次	開催日	議 題
第1回	平成20年 5月26日	基本方針及び予定日程について、その他
第2回	〃 6月26日	モデル様式の検討、研修会の講演内容、その他
第3回	〃 7月31日	モデル様式の検討、研修会の講演内容、その他
第4回	〃 11月13日	アンケート調査第1次集計結果の検討、調査報告書に関する検討、研修会開催について、その他
第5回	平成21年 1月16日	調査報告書について、研修会について（報告）、その他

(3) 調査経過

【調査期間】平成20年9月19日～10月10日

【送付校】1,647校（全国学校法人立専門学校協会会員校）

【回収数】698校（回収率42.4%）

平成20年9月、学校法人立専門学校のうち全国専修学校各種学校総連合会の会員校1,647校を対象に、「専修学校 学校評価等に関するアンケート調査（評価の公表等に関して）」（6～9 ページ参照）を郵送、同時にホームページにて調査協力を呼びかけた。

その結果、調査用紙を送付した1,647校中の694校に加え、ホームページを見て調査を知った4校からの合計698校から回答があった。

本来であれば、回収率は調査用紙を送付した学校1,647校を母数にし、それらの学校のうち調査用紙を返送してくれた694校を分子として算出すべきであるが、ホームページをみて回答した学校数が極めて少数（4校）であることから、この4校を加えた全698校を分子として算出した。

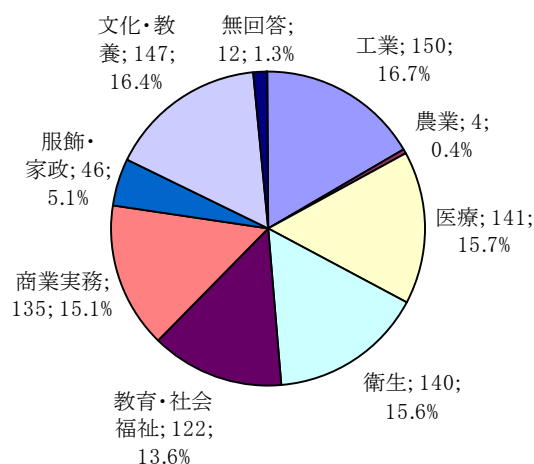
このことから、以後の集計・分析は、これら698校を対象として行った。

この698校を分野別に分けたものが図表1である。

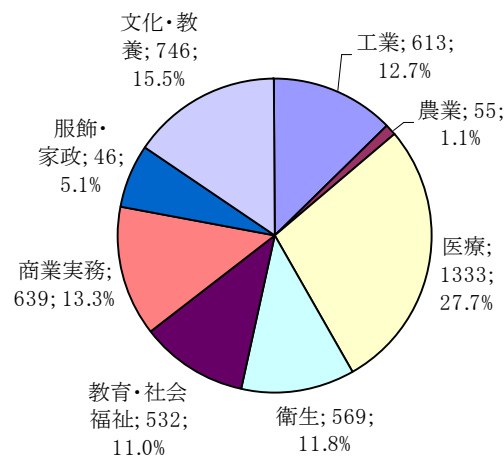
平成20年度の文部科学省学校基本調査における専門学校の学科別学校数（総数4,818）の割合（図表2）と比較すると、医療分野の回収率が低いものの概ねその割合に近い値が示された。

なお、「調査協力校」（38～40 ページ参照）として学校名の公表を可とした学校は 698 校中 487 校であった。

図表 1. 分野別回答校数



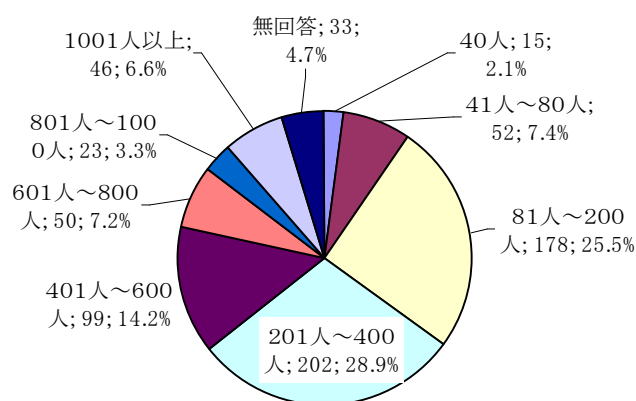
図表 2. 学科別学校数（学校基本調査）



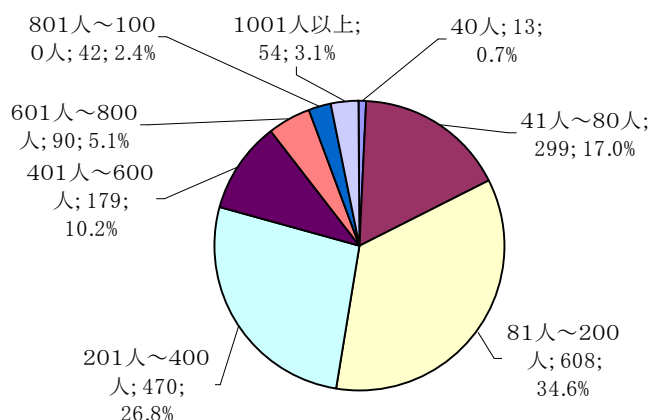
また、この 698 校を本科の総定員別に分けたものが図表 3 である。

平成 20 年度の文部科学省学校基本調査における学校法人立専修学校（准学校法人立を含む）の生徒数別学校数（総数 2,172）の割合を表した図表 4 と比較すると、本調査では 41～200 人までの割合が低くなっていることが読み取れる。

図表 3. 総定員数別回答校



図表 4. 生徒数別学校数（学校基本調査）



(4) 調査内容（6～9 ページ参照）

調査内容は、Ⅰ. 自己点検・自己評価から学校評価公表への移行、Ⅱ. 財務諸表等の公開、Ⅲ. 学生指導、Ⅳ. 資格・検定に関する情報等の公表、Ⅴ. 学校評価・学校関係者評価のための組織等、Ⅵ. 情報提供等、Ⅶ. 自由記入からなっている。

いずれの設問も、文部科学省が学校基本調査として公表している以外の項目からなっており、悉皆（しっかい）調査ではないものの統計結果は専門学校の実態を知る上で価値あるものになると考えられる。

特に「Ⅰ. 自己点検・自己評価から学校評価公表への移行」は、平成 19 年 12 月の学校評価と公表の義務化以来、本財団が初めて行った調査であり、各校の現状を知る貴

重な統計となった。

また、「Ⅱ.財務諸表等の公開」は、公開範囲・公開対象・公開方法までを詳しく調査することができた。

「Ⅴ.学校評価・学校関係者評価のための組織等」は、学校と在学生・卒業生・保護者・企業との関係を知るための貴重な資料となった。

3. 調査用アンケートについて

以下、6～9 ページに今年度の調査票一式を掲載する。

10 ページには、調査票発送後にいただいた質問に対して、ホームページ上に記した回答を掲載する。

なお、本財団がこれまでに作成した自己点検・評価のためのモデル様式や、関連する報告書が以下よりダウンロード可能となっている。報告書の閲覧およびこれらモデル様式を利用し、今後の自己点検・自己評価と評価結果の公表にお役立ていただきたい。

http://www.sgec.or.jp/sgec_new/download/

学校評価等に関する研究委員会

(財) 専修学校教育振興会 平成 20 年度

「専修学校 学校評価等に関するアンケート調査（評価の公表等に関して）」

お願いと実施上の注意	
1. 学校評価等に対する貴校の対応を本調査票にご記入の上、平成 20 年 10 月 10 日(金)までに下記へお送りください。(複数校を設置されている法人の場合でも、学校単位でご記入・ご返送ください) 【郵送の場合】〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 11 階 財団法人専修学校教育振興会 総務課 学校評価等係 【FAXの場合】03(3230)2688 (送付状は不要です。) 【電子メールの場合】hyouka2008@sgec.or.jp 本調査票 (PDF 及び Windows 版ワード形式) は、以下からダウンロードできます。 財団法人専修学校教育振興会のホームページ (http://www.sgec.or.jp/) ⇒ダウンロードセンター	
2. 数多く寄せられた質問への回答は、ホームページの「topics」に掲載します。	
3. 記入者欄の内容は個人情報として厳重に扱い、記載不備等があった場合の確認のみに使用します。	
4. <u>選択肢は、原則として数字を 1 つだけ選び○で囲んでください。ただし、質問項目の末尾に（複数選択）とあるものは、複数選択を可とします。</u>	
5. 集計処理の都合上、必ず返送期限 <u>（平成 20 年 10 月 10 日(金)）</u> までにお送りください。	

記入年月日	平成 年 月 日	都道府県：
学 校 名 （学校単位でご記入ください。）		
記 入 者	所属部署	
	氏 名	
	電話番号	()
分野(複数選択)	1. 工業 2. 農業 3. 医療 4. 衛生 5. 教育・社会福祉 6. 商業実務 7. 服飾・家政 8. 文化・教養	
本科の総定員	1. 40 人 2. 41 人～80 人 3. 81 人～200 人 4. 201 人～400 人 5. 401 人～600 人 6. 601 人～800 人 7. 801 人～1,000 人 8. 1,001 人以上	

I. 自己点検・自己評価から学校評価公表への移行

学校評価の公表により、設置者・教職員が学校の教育活動の成果や課題を把握し、改善に努める姿勢を入学希望者・在校生・保護者・地域・就職先等に示すことができます。このことは昨年 12 月に法令で定められ、信頼される開かれた学校づくりのために、今後欠くことのできないものとなります。詳しくは、同封の「参考資料」をご覧ください。

(1) 貴校では自己点検を実施していますか？

1. 実施している→(2)へ 2. 実施していない →Ⅱ. 財務諸表等の公開へ

(2) 自己点検の結果を受けて、自己評価を実施していますか？

1. 実施している→(3)へ 2. 実施していない →Ⅱ. 財務諸表等の公開へ

(3) 自己評価を中心となって行った方は誰ですか？(役職名称が異なる場合でも、実際の業務内容より判断し、可能な限り下記の 1～3 から選んでください。もしも、その方が複数の役職をお持ちの場合は、その方の主たる日常業務に応じて 1 つ選択して下さい。)

1. 設置者 2. 校長 3. 教務部長 4. その他 ()

(4) 自己評価の結果を改善に結びつけていますか？⇒ 1. 結びつけている 2. 結びつけていない

(5) 自己評価の結果（財務諸表等を除く）を、報告書や書類一式としてまとめていますか？
 （書類一式とは、貴校が現時点で必要と考えているもの全てを指します。）

1. 報告書にまとめている → (6)へ 2. 報告書にはまとめていないが書類一式はある → (6)へ

3. 報告書や書類一式としてはまとめていないが一部の書類はある→(6)へ 4. 書類はない
 →Ⅱ.財務諸表等の公開へ

(6) 報告書、書類一式の全てまたは一部を公表していますか？

1. 学校関係者（教職員、在学生、在学生の保護者、卒業者等）にのみ公表している
2. 学校関係者および学校関係者以外にも公表している
3. まだ公表はしていない

Ⅱ．財務諸表等の公開

私立学校法の一部改正により、平成 16 年 4 月 1 日以後に始まる会計年度について、学校法人は在学生やその他の利害関係人から財務諸表等(①財産目録, ②貸借対照表, ③収支計算書, ④監査報告書, ⑤事業報告書)の公開請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、それらを閲覧に供しなけなければならないと定められています。このことも、学校運営の健全性・透明性を公に示す効果的な手段となっています。詳しくは、同封の「参考資料」をご覧ください。

(1) 財務諸表等は、原則としてどのように公開していますか？

1. 全て公開している → (2)へ
2. 法令で定められたもの及びその他一部を公開している → (2)へ
3. 法令で定められたもののみを公開している → (2)へ
4. 準備中 → III.学生指導等へ
5. まだ準備していない → III.学生指導等へ

(2) 財務諸表等の全てまたは一部は、原則としてどのように公開していますか？

下表に記載した公開方法について、それぞれの公開範囲を 1、2、3 いずれかの番号から選択し○を付けてください。その他の公開方法を取っている場合は、() 内に代表的なもの 1 つを具体的に記入してください。

方法	範囲	全てを公開	法令で定められたものおよびその他一部を公開	法令で定められたもののみを公開
① 学内で閲覧		1	2	3
② 掲示板への掲示		1	2	3
③ 広報誌等に印刷して配布		1	2	3
④ ホームページへの掲示		1	2	3
⑤ コピーして配布		1	2	3
⑥ 募集要項に記載		1	2	3
⑦ その他 ()		1	2	3

(3) 財務諸表等の全てまたは一部は、原則としてどのような対象にどのように公開していますか？

下表に記載した対象それぞれについて、公開範囲の番号を選択し○を付けてください。(複数選択)

その他に公開対象がある場合は、() 内に代表的なものを 1 つ具体的に記入して下さい。

なお、複数選択ではありますが、1 と 2 と 3、4 と 5 と 6、1～6 と 7 の重複はあり得ません。

対象	範囲	配布・掲示などの主体的な公開			希望・請求に応じて公開			公開しない
		全て	法令で定められたものおよびその他一部	法令で定められたもののみ	全て	法令で定められたものおよびその他一部	法令で定められたもののみ	
① 監督官庁		1	2	3	4	5	6	7
② その他官公庁		1	2	3	4	5	6	7
③ 教職員		1	2	3	4	5	6	7
④ 在学生		1	2	3	4	5	6	7
⑤ 在学生の保護者		1	2	3	4	5	6	7
⑥ 卒業者		1	2	3	4	5	6	7
⑦ 入学希望者		1	2	3	4	5	6	7
⑧ 入学希望者の保護者		1	2	3	4	5	6	7
⑨ 就職先企業		1	2	3	4	5	6	7
⑩ その他企業		1	2	3	4	5	6	7
⑪ 取引先金融機関		1	2	3	4	5	6	7
⑫ その他の金融機関		1	2	3	4	5	6	7
⑬ マスコミ		1	2	3	4	5	6	7
⑭ 調査会社		1	2	3	4	5	6	7
⑮ その他 ()		1	2	3	4	5	6	7

(4) 過去に財務諸表等の閲覧希望者がありましたか？

1. あった → おおよその人数をお教えてください () 人程度 2. なかった

(5) (3) にて原則公開を認めている対象(1～6、いずれかを選んだ対象)のうち、例外として閲覧を断ったことのある対象があれば、全てに○を記してください。(複数選択)

1. 監督官庁 2. その他の官公庁 3. 教職員 4. 在学生 5. 在学生の保護者 6. 卒業生
7. 入学希望者 8. 入学希望者の保護 9. 就職先企業 10. その他の企業 11. 取引先金融機関
12. その他の金融機関 13. マスコミ 14. 調査会社 15. (3)～(5)に記入した「その他」

Ⅲ. 学生指導

- (1) 入学者数を公表していますか？⇒ 1. いる 2. いない
(2) 卒業者を公表していますか？⇒ 1. いる 2. いない
(3) 退学者数を公表していますか？⇒ 1. 毎年公表している 2. 卒業時のみ公表している 3. 公表していない

Ⅳ. 資格・検定に関する情報等の公表

- ・ 設置学科が1つのみの場合は、その学科についてご回答ください。
- ・ 複数の学科がある場合は、主たる1つの学科についてご回答ください。ただし、国家資格の指定養成施設である学科と指定養成施設でない学科がある場合は、指定養成施設でない学科のうち主たる1つの学科についてご回答ください。
- ・ 国家資格の指定養成施設である学科のみを複数設置している場合は、そのうちの主たる1つの学科についてご回答ください。

(1) 学校の教育目標と資格・検定との関係は、以下のうちどれに当てはまりますか？

最もふさわしいと考えられるもの1つを選んでください。

1. 国家資格の指定養成施設であることから、教育目標と資格取得が一致している
→V. 学校評価・学校関係者評価のための組織等へ
2. 国家資格の指定養成施設以外で、国家資格、民間資格を問わず資格・検定を重視している →(2)へ
3. 国家資格の指定養成施設以外で、国家資格、民間資格を問わず資格・検定はあまり重視していない
→(3)へ

(2) 資格の取得・検定の合格を目的とする授業が、教育上必要な理由は何ですか？

最もふさわしいと考えられる理由を1つを選んでください。

1. 授業効果を高めるため 2. 学生・教職員の目標設定のため
3. 学校の社会的地位向上のため 4. 学生の就職のため

(3) 資格・検定を入学案内に「目標資格」として掲載していますか？⇒ 1. いる 2. いない

(4) 資格・検定の受験者数を公表していますか？⇒ 1. いる 2. いない

(5) 資格・検定の合格者数を公表していますか？⇒ 1. いる 2. いない

(6) 資格・検定の合格率率(%)を公表していますか？⇒ 1. いる 2. いない

V. 学校評価・学校関係者評価のための組織等

(1) 学生会はありますか？⇒ 1. ある →(2)へ 2. ない →(3)へ

(2) 学生会の主な活動は何ですか？主なものを1つを選んでください。

1. 学園祭・スポーツ大会等の学校行事の運営 2. 入学式・卒業式等の式典への協力
3. その他 ()

- (3) 卒業生の会（同窓会等）はありますか？⇒ 1. ある →(4)へ 2. ない →(5)へ
- (4) 卒業生の会（同窓会等）の主な活動は何ですか？主なものを1つ選んでください。
1. 学校行事への協力 2. 在校生の就職活動への協力 3. 学生募集
4. その他（ ）
- (5) 父母の会（後援会等）はありますか？⇒ 1. ある →(6)へ 2. ない →(7)へ
- (6) 父母の会（後援会等）の主な活動は何ですか？主なものを1つ選んでください。
1. 学校行事への協力 2. 在校生の就職活動への協力 3. 学生募集
4. その他（ ）
- (7) 企業の会（就職後援会等）はありますか？⇒ 1. ある →(8)へ 2. ない →VI. 情報提供等へ
- (8) 企業の会（就職後援会等）の主な活動は何ですか？主なものを1つ選んでください。
1. 学校行事への協力 2. 在校生の就職活動への協力 3. 学生募集
4. その他（ ）

VI. 情報提供等

- (1) 学校情報を保護者に書面（学校便り等）で知らせていますか？⇒ 1. いる 2. ない
- (2) 学校情報を卒業生に書面（学校便り等）で知らせていますか？⇒ 1. いる 2. いない
- (3) 学校情報を入学者の多い高等学校等に書面（学校便り等）で知らせていますか？⇒ 1. いる 2. いない
- (4) 学校情報を就職者の多い企業等に書面（学校便り等）で知らせていますか？⇒ 1. いる 2. いない
- (5) 学校情報を含む学校の沿革を、ホームページや学校案内に掲載していますか？⇒ 1. いる 2. いない

VII. 自由記入

評価の公表等に関するご意見・ご要望や、今後、学校評価等に関するモデル様式の提供を希望する点検項目などがございましたら、ご自由にお書きください。

VIII. 「アンケート調査協力校一覧」への校名公表の可否

1. 可 ⇒「アンケート調査協力校一覧」として、都道府県名、校名を報告書に掲載させていただきます。
2. 不可 ⇒報告書への校名掲載は行いません。

※可、不可いずれの場合でも、回答は集計値へ反映いたします。なお、個々の回答に対する校名掲載は行いません。

4. 「専修学校 学校評価等に関するアンケート調査（評価の公表等に関して）」

Q & A

（調査票発送後に寄せられた質問に対して、ホームページ上に掲載した回答）

I. 自己点検・自己評価から学校評価への移行

- ・（３）教務関係の評価は教務部長が行い、財務関係等を含んだ最終的な全体評価は校長が中心になって行った。このような場合、「中心となって行った方」として、誰を選べば良いのか？
→校長の指揮下で各担当者が担当範囲の評価を行い、校長が最終的に全体評価を行った場合は、「校長」を選択してください。

II. 財務諸表等の公開

- ・（１）「全て」「法令で定められたもの及びその他一部」「法令で定められたもの」の違いについて？
→「“全て”とは、学校法人が作成している様々な財務諸表全て」を指します。「“法令で定められたもの及びその他一部”とは、法令で公開を定められたもの及び法令で公開を定められてはいない財務諸表の一部」ということです。「“法令で定められたもの”とは公開を義務付けられた財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書、事業報告書」のことです。
- ・（１）～（５） 複数の学校を設置する法人の場合、法人本部の対応を回答する必要があるのか？
→法人本部が対応している場合は、法人本部の対応をお応えください。各学校毎に対応している場合は、学校毎の対応をお応えください。双方で対応している場合は、学校毎の対応をお応えください。
- ・（２）と（３）との関連が分かり難い。
→（２）は原則として、対象を限定せずに行う主体的な「公開方法」を伺っています。（３）は対象別に「主体的または希望・請求に応じた場合の公開範囲」を伺っています。
- ・（３） 過去に閲覧希望者がいなかったため、どのように回答すればよいのか分からない。
→閲覧希望があった場合、「原則としてどのように対応するか」ということを想定してご回答ください。
- ・（３）の回答が重複してしまう。ホームページで「法令で定められているもののみ」を公開しているのと同時に、教職員に対して「法令で定められているものおよびその他一部」を配布している場合は、どのように選択すればよいのか？
→対象に公開している最も広い範囲を回答してください。この場合は、「法令で定められているものおよびその他一部」を選択してください。

III. 学生指導

- ・（１）（２）（３）の公表には、所管庁への報告は含まれるのか？
→含みません。学校案内やホームページ等で公表している場合に「している」として回答ください。

IV. 資格・検定に関する情報等の公表

- ・（４）（５）（６）の公表には、所管庁への報告は含まれるのか？
→含みません。学校案内やホームページ等で公表している場合に「している」として回答ください。

VI. 情報提供等

- ・学校情報とは、どの程度の範囲を想定しているのか？
→通常時において、配布対象者に必要と考えられる情報です。
→入試情報、学校名の変更、学科の新設・募集停止、学校行事の予告・結果報告等を想定しています。

学校評価等に関する研究委員会

第2章 アンケートの集計結果と分析・考察

I. 自己点検・自己評価から学校評価公表への移行

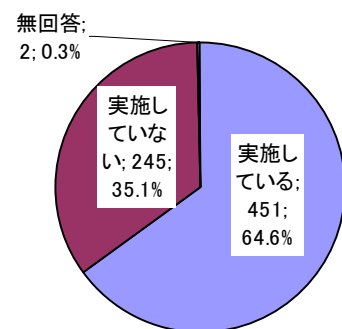
(1) 貴校では自己点検を実施していますか？

自己点検は、平成19年12月に義務化されたばかりだが、既に実施していると回答した学校が698校中451校(64.6%)に及んでいる。

「未だ実施していない」と回答した学校が245校(35.1%)あったが、何らかの点検・評価をしていない限り学校の運営は成り立たないであろうことから、既に実施しているが定型様式を作成していない等の理由で実施していないと回答した学校がその殆どではないかと思われる。

とは言え、自己点検はある程度定型化した形で一定期間以上続けることにより、評価し易くなることから、学校を良くするための仕組みとして、早期に各学校にあった様式を検討し、積極的に取り組むべきである。

図表5. 貴校では自己点検を実施していますか？

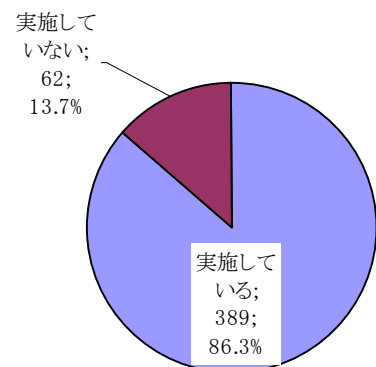


(2) 自己点検の結果を受けて、自己評価を実施していますか？

これは、(1)にて「自己点検を実施している」と回答した451校を対象として行った質問である。このうち自己評価を実施している学校は389校(86.3%)で、全698校のうちでは55.7%となる。

これについても、学校経営上、点検だけで終わらせているということは通常考え難いことから、評価を分析・文書化していない学校が「していない」と回答した恐れがある。義務化されている「自己点検と評価結果の公表」のためには分析・文書化は必須であることから、このような場合であれば早急に分析・文書化してもらいたいところである。

図表6. 自己点検の結果を受けて、自己評価を実施していますか？

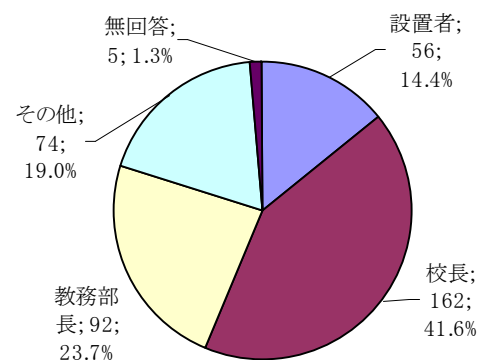


(3) 自己評価を中心となって行った方は誰ですか？

これは(2)の質問にて「自己評価を実施している」と回答した389校を対象とした質問である。

中心は校長という回答が最も多かった。やはり、取り

図表7. 自己評価を中心となって行った方は誰ですか？



まとめるのは教務担当者だと思うが、実質的に中心となっていくのは校長であってほしい。

自己評価は、各学校の教職員が行う評価なので、校長のリーダーシップの下で、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要である。

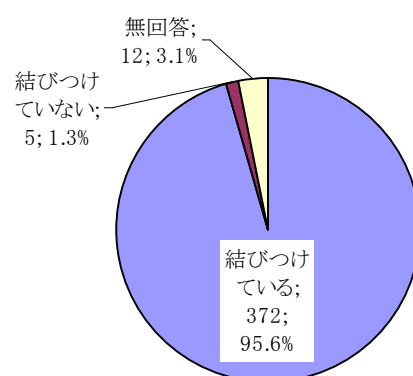
(4) 自己評価の結果を改善に結びつけていますか？

この質問も(2)の質問にて「自己評価を実施している」と回答した 389 校を対象としたものである。

自己評価を実施している学校においては、結果を改善に結びつけている学校が圧倒的に多い。

このことは、自己点検・自己評価が法令上義務化されたため義務的に行われているのではなく、実際の学校運営に役立つということの現れである。

図表 8. 自己評価の結果を改善に結びつけていますか？



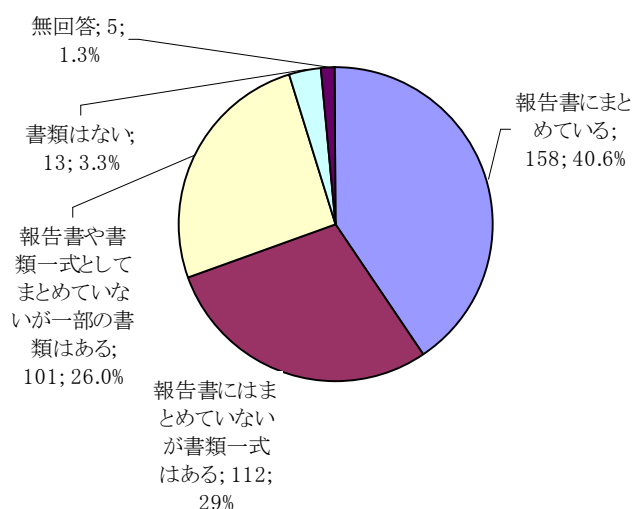
(5) 自己評価の結果（財務諸表等を除く）を、報告書や書類一式としてまとめていますか？

この質問も(2)の質問にて「自己評価を実施している」と回答した 389 校を対象としたものである。

この作業には、時間も手間もかかるためか、報告書にまとめている学校は、わずか 158 校（40.6%）だった。指定された書式や、学校ごとにボリュームが違うため様式等が無いことが、この結果につながっていると思われる。

評価結果の公表には、報告書や書類一式をまとめる必要があることから、自己評価まで行っている学校は、早急に結果を書類にまとめて欲しいところである。

図表 9. 自己評価の結果（財務諸表を除く）を報告書や書類一式としてまとめていますか？



(6) 報告書、書類一式の全てまたは一部を公表していますか？

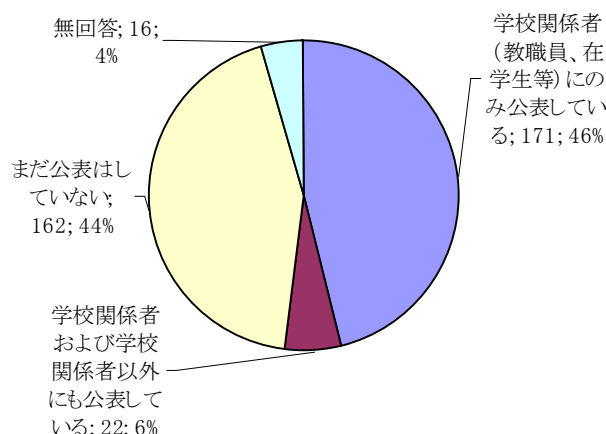
この質問は、(5)にて自己評価の結果を何らかの形でまとめている(「報告書にまとめている」「報告書にはまとめているが書類一式はある」「報告書や書類一式としてまとめているが一部の書類はある」という371校に対して行った。

残念ながら、学校関係者にのみ公表している学校が約半数を占めた。自己評価の結果公表は、学校の意識の向上のためだけでなく、信頼される開かれた学校づくりのために、今後欠くことのできないものであると考えられることから、広く公表することが望ましい。

結果公表の方法は、「学校情報誌への掲載」「保護者への説明会での説明」「地域広報誌への掲載」「地域住民や関係機関への説明会の実施」「学校ホームページでの公開」「冊子等を配布・閲覧体制」等が考えられる。

学校運営の状況を公表することにより、学生・保護者をはじめとする学校関係者の理解を得ながら、学校への連携や協力を進めていくことも図れる。

図表 10. 報告書、書類一式の全てまたは一部を公表していますか？



Ⅱ. 財務諸表の公開

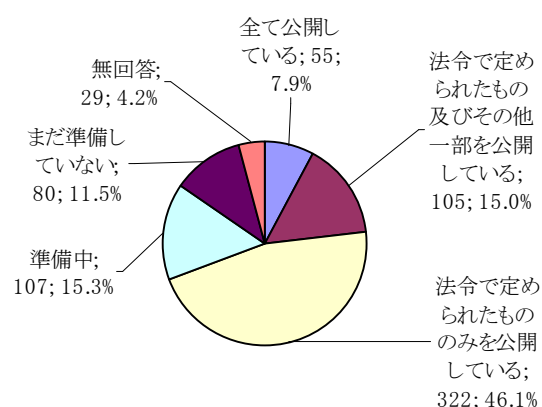
(1) 財務諸表等は、原則としてどのように公開していますか？

ここでいう財務諸表とは、①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④監査報告書、⑤事業報告書である。

回答件数は、698 件あった。うち「全てを公開している」と回答したのは 55 校 (7.9%)、「法令で定められたもの及びその他一部を公開している」と回答したのは 105 校 (15.0%)、「法令で定められたもののみを公開している」と回答したのは 322 校 (46.1%)、「準備中」と回答したのは 107 校 (15.3%)、「まだ準備していない」と回答したのは 80 校 (11.5%)、「無回答」は 29 校 (4.2%) であった。

法令で定められたもの以上の財務諸表

図表 11. 財務諸表等は、原則として公開していますか？



を公開している学校数は、全 698 校中の 482 校（69.1%）となる。

(2) 財務諸表等の全てまたは一部は、原則としてどのように公開していますか？

上記回答のうち、「公開している」という学校 482 校について分析を行いたい。

「学内で閲覧」においては、「すべてを公開」と回答したのは 47 校（9.8%）、「法令で定められたものおよびその他一部を公開」と回答したのは 64 校（13.3%）、「法令で定められたもののみを公開」と回答したのは 28 校（5.8%）、「無回答」は 445 校（92.3%）であった。

「掲示板への掲示」においては、「すべてを公開」と回答したのは 1 校（0.2%）、「法令で定められたものおよびその他一部を公開」と回答したのは 8 校（1.7%）、「法令で定められたもののみを公開」と回答したのは 261 校（54.1%）、「無回答」は 110 校（22.8%）であった。

「広報誌等に印刷して配布」においては、「すべてを公開」と回答したのは 1 校（0.2%）、「法令で定められたものおよびその他一部を公開」と回答したのは 19 校（3.9%）、「法令で定められたもののみを公開」と回答したのは 37 校（7.7%）、「無回答」は 425 校（88.2%）であった。

「ホームページへの掲示」においては、「すべてを公開」と回答したのは 13 校（2.7%）、「法令で定められたものおよびその他一部を公開」と回答したのは 20 校（4.1%）、「法令で定められたもののみを公開」と回答したのは 36 校（7.5%）、「無回答」は 413 校（85.7%）であった。

図表 12. 財務諸表等の全てまたは一部は、原則としてどのように公開していますか？

範 囲 方 法	全てを公開	法令で定められたものおよびその他一部を公開	法令で定められたもののみを公開	無回答
	公開範囲毎の回答校総数(482校)に占める回答校数の割合 公開方法毎の回答総数(下部:A)に占める回答校数の割合			
① 学内で閲覧	47	64	261	110
	9.8%	13.3%	54.1%	22.8%
	67.1%	44.4%	57.4%	4.1%
② 掲示板への掲示	1	8	28	445
	0.2%	1.7%	5.8%	92.3%
	1.4%	5.6%	6.2%	16.5%
③ 広報誌等に印刷して配布	1	19	37	425
	0.2%	3.9%	7.7%	88.2%
	1.4%	13.2%	8.1%	15.7%
④ ホームページへの掲示	13	20	36	413
	2.7%	4.1%	7.5%	85.7%
	18.6%	13.9%	7.9%	15.3%
⑤ コピーして配布	3	9	34	436
	0.6%	1.9%	7.1%	90.5%
	4.3%	6.3%	7.5%	16.1%
⑥ 募集要項に記載	0	6	18	458
	0.0%	1.2%	3.7%	95.0%
	0.0%	4.2%	4.0%	16.9%
⑦ その他	5	18	41	418
	1.0%	3.7%	8.5%	86.7%
	7.1%	12.5%	9.0%	15.5%
公開方法毎の回答数(A)	70	144	455	2,705
(A)/公開方法毎の回答総数3,374	2.1%	4.3%	13.5%	80.2%

「コピーして配布」

においては、「すべてを公開」と回答したのは3校(0.6%)、「法令で定められたものおよびその他一部を公開」と回答したのは9校(1.9%)、「法令で定められたもののみを公開」と回答したのは34校(7.1%)、「無回答」は436校(90.5%)であった。

「募集要項に記載」に

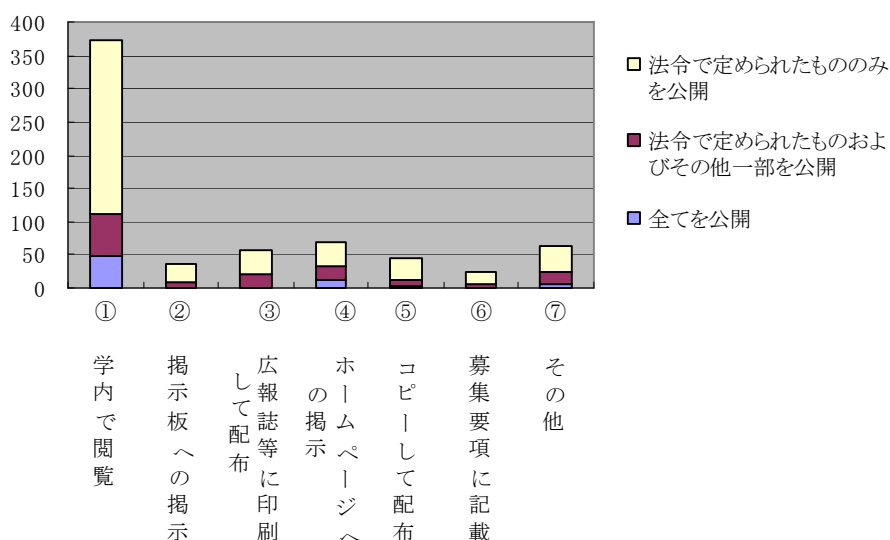
おいては、「すべてを公開」と回答したのは0校(0%)、「法令で定められたものおよびその他一部を公開」と回答したのは6校(1.2%)、「法令で定められたもののみを公開」と回答したのは18校(3.7%)、「無回答」は458校(95.0%)であった。

「その他」においては、「すべてを公開」と回答したのは5校(1.0%)、「法令で定められたものおよびその他一部を公開」と回答したのは18校(3.7%)、「法令で定められたもののみを公開」と回答したのは41校(8.5%)、「無回答」は418校(86.7%)であった。

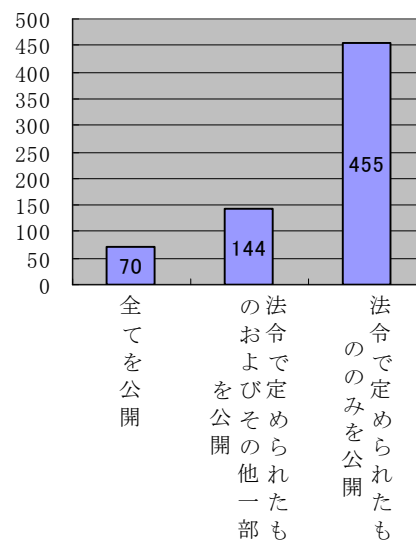
ここでその他の内容を確認したい。「全てを公開」においては、「学園本部での閲覧」、「申し出があった場合」があり、「法令で定められたものおよびその一部を公開」においては、「事務所で閲覧」、「情報公開の規程に基づき開示」、「理事会」、があり「法令で定められたもののみを公開」においては、「公開請求があった場合学内での閲覧」、「教職員会議でのスライドでの公開」、「学園本部での閲覧」、「法人事務局での閲覧」、「閲覧希望者・請求希望者に閲覧」、「請求があった場合コピーでの配布」等があった。

なお、無回答を除く何らかの範囲で公開していると回答した延べ669件を分類したものが図表13・14である。公開範囲・公開方法ともに最も多いのは“法令で定められたもののみ”を“学内で閲覧”の261回答(39.0%)(図表13)、公開範囲中の最多回答は「法令で定められたもののみ」の455回答(68.0%)であった(図表14)。

図表 13. 財務諸表等の全てまたは一部は、原則としてどのように公開していますか(方法)? (無回答を除く)



図表 14. 財務諸表等の全てまたは一部は、原則としてどのように公開していますか(範囲)? (無回答を除く)



(3) 財務諸表等の全てまたは一部は、原則としてどのような対象にどのように公開していますか？（原則として複数選択）

引き続き「公開している」という学校 482

校について分析を行いたい。

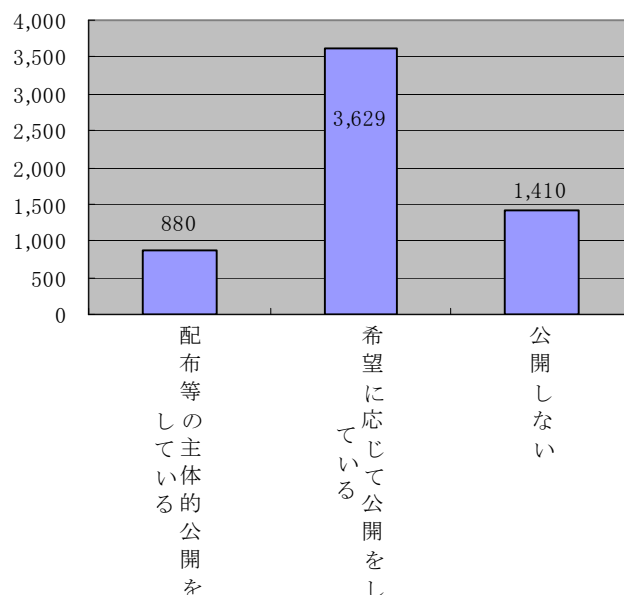
ここでは、公開範囲を「配布・掲示などの主体的な公開」「希望・請求に応じて公開」「公開しない」に分け、更に対象別に回答してもらった。原則として多肢選択であるが、理屈上「主体的な公開のうちでの重複」、「希望・請求に応じて公開のうちでの重複」、「いずれかの公開を選択した場合の“公開しない”の選択」は避けてもらった。

回答延べ 5,919 件を 3 つに区分して表したものが図表 15 である。学校毎の回答数の多寡を考慮しても、「主体的または希望に応じて公開している」が「公開しない」を圧倒的に上回っていることが、伺える。

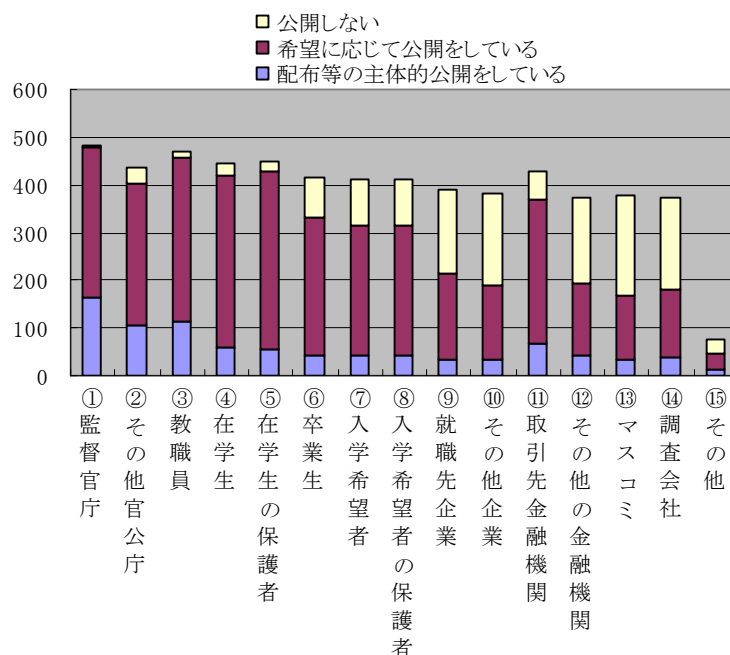
これを対象別に表したものが図表 16 である。設問の出し方が明確でなかったことから、監督官庁へは規則上届け出ているものも多く含まれていると思うが、入学希望者の保護者まで含めた学校関係者および取引先金融機関への公開が広く行われており、企業、その他の金融機関、マスコミ、調査会社への公開は控え気味であることが伺えた。

次に、これらを更に詳細に表したものが図表 17 である。

図表 15. 財務諸表等の全てまたは一部は、原則としてどのような対象にどのように公開していますか（範囲）？（無回答を除く）



図表 16. 財務諸表等の全てまたは一部は、原則としてどのような対象にどのように公開していますか（対象）？（無回答を除く）



図表 17. 財務諸表等の全てまたは一部は、原則として
どのような対象にどのように公開していますか？

範囲 対象	件 数	配布等 の主体的 公開／ 全て	及び法 令等 の主体的 公開／ その他一 部	の配布等 の主体的 公開／ 法令で定め られたもの のみ	希望に 応じて公開 ／全て	及び法 令等 の主体的 公開／ その他一 部	の希望に 応じて公開 ／法令で定め られたもの のみ	公開 しない	無 回 答
① 監督官庁	482 100.0%	92 19.1%	20 4.1%	50 10.4%	136 28.2%	23 4.8%	158 32.8%	3 0.6%	31 6.4%
② その他 官公庁	482 100.0%	45 9.3%	22 4.6%	36 7.5%	97 20.1%	29 6.0%	172 35.7%	34 7.1%	69 14.3%
③ 教職員	482 100.0%	41 8.5%	31 6.4%	41 8.5%	53 11.0%	56 11.6%	234 48.5%	13 2.7%	45 9.3%
④ 在学生	482 100.0%	10 2.1%	20 4.1%	30 6.2%	36 7.5%	55 11.4%	267 55.4%	26 5.4%	65 13.5%
⑤ 在学生の 保護者	482 100.0%	10 2.1%	17 3.5%	28 5.8%	40 8.3%	60 12.4%	271 56.2%	21 4.4%	60 12.4%
⑥ 卒業生	482 100.0%	8 1.7%	13 2.7%	23 4.8%	34 7.1%	51 10.6%	204 42.3%	83 17.2%	87 18.0%
⑦ 入学 希望者	482 100.0%	9 1.9%	15 3.1%	17 3.5%	28 5.8%	40 8.3%	205 42.5%	97 20.1%	90 18.7%
⑧ 入学希望者の 保護者	482 100.0%	9 1.9%	15 3.1%	17 3.5%	28 5.8%	42 8.7%	205 42.5%	95 19.7%	90 18.7%
⑨ 就職先 企業	482 100.0%	8 1.7%	10 2.1%	17 3.5%	16 3.3%	33 6.8%	132 27.4%	173 35.9%	112 23.2%
⑩ その他 企業	482 100.0%	8 1.7%	10 2.1%	17 3.5%	15 3.1%	26 5.4%	112 23.2%	195 40.5%	117 24.3%
⑪ 取引先金融機 関	482 100.0%	24 5.0%	14 2.9%	28 5.8%	75 15.6%	59 12.2%	171 35.5%	58 12.0%	77 16.0%
⑫ その他の 金融機関	482 100.0%	12 2.5%	11 2.3%	18 3.7%	18 3.7%	34 7.1%	102 21.2%	180 37.3%	124 25.7%
⑬ マスコミ	482 100.0%	8 1.7%	9 1.9%	17 3.5%	13 2.7%	25 5.2%	97 20.1%	209 43.4%	122 25.3%
⑭ 調査会社	482 100.0%	8 1.7%	10 2.1%	18 3.7%	14 2.9%	27 5.6%	105 21.8%	191 39.6%	126 26.1%
⑮ その他	482 100.0%	6 1.2%	5 1.0%	3 0.6%	4 0.8%	5 1.0%	22 4.6%	32 6.6%	407 84.4%

「監督官庁」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 92 校 (19.1%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 20 校 (4.1%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたものののみ」と回答したのは 50 校 (10.4%)、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 136 校 (28.2%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 23 校 (4.8%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたものののみ」と回答したのは 158 校 (32.8%)、「公開しない」と回答したのは 3 校 (0.6%)、「無回答」だったのは 31 校 (6.4%) であった。

「その他官公庁」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 45 校

(9.3%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 22 校 (4.6%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 36 校 (7.5%)、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 97 校 (20.1%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 29 校 (6.0%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 172 校 (35.7%)、「公開しない」と回答したのは 34 校 (7.1%)、「無回答」だったのは 69 校 (14.3%) であった。

「教職員」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 41 校 (8.5%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 31 校 (6.4%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 41 校 (8.5%)、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 53 校 (11.0%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 56 校 (11.6%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 234 校 (48.5%)、「公開しない」と回答したのは 13 校 (2.7%)、「無回答」だったのは 45 校 (9.3%) であった。

「在校生」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 10 校 (2.1%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 20 校 (4.1%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 30 校 (6.2%)、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 36 校 (7.5%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 55 校 (11.4%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 267 校 (55.4%)、「公開しない」と回答したのは 26 校 (5.4%)、「無回答」だったのは 65 校 (13.5%) であった。

「在校生の保護者」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 10 校 (2.1%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 17 校 (3.5%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 28 校 (5.8%)、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 40 校 (8.3%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 60 校 (12.4%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 271 校 (56.2%)、「公開しない」と回答したのは 21 校 (4.4%)、「無回答」だったのは 60 校 (12.4%) であった。

「卒業生」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 8 校 (1.7%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 13 校 (2.7%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 23 校 (4.8%)、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 34 校 (7.1%)、「希望・

請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 51 校（10.6%）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 204 校（42.3%）、「公開しない」と回答したのは 83 校（17.2%）、「無回答」だったのは 87 校（18.0%）であった。

「入学希望者」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 9 校（1.9%）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 15 校（3.1%）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 17 校（3.5%）、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 28 校（5.8%）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 40 校（8.3%）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 205 校（42.5%）、「公開しない」と回答したのは 97 校（20.1%）、「無回答」だったのは 90 校（18.7%）であった。

「入学希望者の保護者」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 9 校（1.9%）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 15 校（3.1%）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 17 校（3.5%）、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 28 校（5.8%）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 42 校（8.7%）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 205 校（42.5%）、「公開しない」と回答したのは 95 校（19.7%）、「無回答」だったのは 90 校（18.7%）であった。

「就職先企業」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 8 校（1.7%）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 10 校（2.1%）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 17 校（3.5%）、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 16 校（3.3%）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 33 校（6.8%）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 132 校（27.4%）、「公開しない」と回答したのは 137 校（35.9%）、「無回答」だったのは 112 校（23.2%）であった。

「その他企業」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 8 校（1.7%）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 10 校（2.1%）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 17 校（3.5%）、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 15 校（3.1%）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 26 校（5.4%）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 112 校（23.2%）、「公開しない」と回答したのは 195 校（40.5%）、「無回答」だったのは

117 校（24.3％）であった。

「取引先金融機関」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 24 校（5.0％）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 14 校（2.9％）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 28 校（5.8％）、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 75 校（15.6％）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 59 校（12.2％）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 171 校（35.5％）、「公開しない」と回答したのは 58 校（12.0％）、「無回答」だったのは 77 校（16.0％）であった。

「その他金融機関」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 12 校（2.5％）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 11 校（2.3％）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 18 校（3.7％）、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 18 校（3.7％）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 34 校（7.1％）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 102 校（21.2％）、「公開しない」と回答したのは 180 校（37.3％）、「無回答」だったのは 124 校（25.7％）であった。

「マスコミ」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 8 校（1.7％）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 9 校（1.9％）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 17 校（3.5％）、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 13 校（2.7％）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 25 校（5.2％）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 97 校（20.1％）、「公開しない」と回答したのは 209 校（43.4％）、「無回答」だったのは 122 校（25.3％）であった。

「調査会社」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 8 校（1.7％）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 10 校（2.1％）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 18 校（3.7％）、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 14 校（2.9％）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 27 校（5.6％）、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 105 校（21.8％）、「公開しない」と回答したのは 191 校（39.6％）、「無回答」だったのは 126 校（26.1％）であった。

「その他」においては、「配布等の主体的公開／全て」と回答したのは 6 校（1.2％）、「配布等の主体的公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 5 校

(1.0%)、「配布等の主体的公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 3 校 (0.6%)、「希望・請求に応じて公開／全て」と回答したのは 4 校 (0.8%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもの及びその他一部」と回答したのは 5 校 (1.0%)、「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」と回答したのは 22 校 (4.6%)、「公開しない」と回答したのは 32 校 (6.6%)、「無回答」だったのは 407 校 (84.4%) であった。

なお、「その他」の内容としては、「債権者」、「私学事業団」、「学校と法律上利害関係にある先」、「弁護士等代理人」、「一般公開」、「理事会等役員会」、「各種加盟協会」、「学費納入済入学者」、「学園理事・評議員・監事」、「理事長が認めたもの」等があった。

(4) 過去に財務諸表等の閲覧希望者がありましたか？

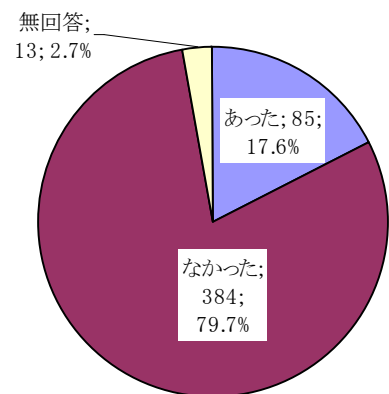
引き続き「公開している」という学校 482 校について分析を行いたい。

「あった」と回答したのは 85 校 (17.6%)、「なかった」と回答したのは 384 校 (79.7%)、「無回答」だったのは 13 校 (2.7%) であった。

また、「あった」と回答した 85 校に対して閲覧希望者の人数を聞いたところ、「1 人」が 24 校 (あったと回答した学校のうち 28.2%)、「2 人」が 12 校 (同 14.1%)、「3 人」が 26 校 (同 30.6%)、「4 人」が 1 校 (同 1.2%)、「5 人」が 8 校 (同 9.4%)、「6 人」が 1 校 (同 1.2%)、「8 人」が 1 校 (同 1.2%)、「10 人」が 5 校 (同 5.9%)、「12 人」が 1 校 (同 1.2%)、「20 人」が 2 校 (同 2.4%)、「無回答」が 4 校 (同 4.7%) であった。

なお、閲覧希望のあった学校 85 校の閲覧希望者総数は 286 人、平均 3.5 人であった。

図表 18. 過去に財務諸表等の閲覧希望者がありましたか？



(5) II-(3)にて原則公開を認めている対象(1～15、いずれかを選んだ対象)のうち、例外として閲覧を断ったことのある対象があれば、全てに○を記してください。(複数選択)

これも「公開している」という学校 482 校を対象とした設問で、482 校中 19 校 (3.9%) の学校が閲覧を断ったことがあると回答している。

その 19 校が複数選択で選んだ対象は延べで 36 件。内訳は「監督官庁」4 件 (11.1%)、「その他の官公庁」2 件 (5.6%)、「教職員」4 件 (11.1%)、「在校生」3 件 (8.3%)、「在校生の保護者」4 件 (11.1%)、「卒業生」1 件 (2.8%)、「その他の企業」1 件 (2.8%)、「取引先金融機関」1 件 (2.8%)、「その他の金融機関」3 件 (8.3%)、「マスコミ」2

件（5.6%）、「調査会社」10件（27.8%）であった。

図表 19. 原則公開を認めている対象のうち、
例外として閲覧を断ったことのある対象

件数	監督官庁	その他の官公庁	教職員	在学生	在学生の保護者	卒業生	入学希望者	入学希望者の保護者	就職先企業	その他の企業	取引先金融機関	その他の金融機関	マスコミ	調査会社	た（③） 「その他」 ⑤に記入し
36	4	2	4	3	4	1	0	0	0	1	1	3	2	10	1
100.0%	11.1%	5.6%	11.1%	8.3%	11.1%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	2.8%	8.3%	5.6%	27.8%	2.8%

上記結果を踏まえて気付いた点、感じた点について述べたい。

財務諸表の公開方法においては、ほとんどの方法が無回答であった。「無回答」というのは、各方法での公開を行っていないという解釈をした。

公開方法として現状最も多いのは「学内での閲覧」であった。しばらくは、これが主流になるであろう。現時点においてごく少数ではあるが、「ホームページにて全てを公開している」学校もあった。

財務諸表等の対象と範囲の観点で見ると、当然ではあるが、「監督官庁」に対しては他の対象と比べて積極的な開示姿勢にある。

各対象における最も多い範囲を見ると、現状として「希望・請求に応じて公開／法令で定められたもののみ」であったが、「就職先企業」、「その他企業」、「その他取引金融機関」、「マスコミ」、「調査会社」に対しては、「公開」という姿勢はなく「公開しない」が範囲として最も多かった。「公開しない」対象範囲を上位から順にあげると、「マスコミ」、「調査会社」、「その他企業」、「その他金融機関」、「就職先企業」となっている。

開示姿勢として「監督官庁」、「その他官公庁」、「在校生」、「在校生保護者」、「入学希望者」、「入学希望者の保護者」に対して積極的なことは予想できるのだが、「希望・請求に応じて／全て公開」においては、「監督官庁」、「その他官公庁」に次いで「取引先金融機関」がきており、公開の範囲において積極的な公開先として上位にあり、意外であった。

若干余談にはなるが、取引金融機関への財務状況開示は、与信取引の有無に関係しており、専門学校全体的に見て設備投資においては、金融機関から融資を受けている状況が垣間見られる。

「財務状況等を含めた公開」は、現時点にて既に学校間格差が生じている。「財務状況等を含めた公開」における罰則規定はないが、入学対象者、入学対象者の保護者から見て、積極的な公開をしている学校は、透明性と健全性が高く、学校の真剣な取組

姿勢を感じ、「信頼」と「信用」を得ることであろう。

1校1校の「公開に向けた取組」により専門学校全体の更なる「信頼」と「信用」の獲得に繋がり、社会的な地位向上が図られるのである。

Ⅲ. 学生指導

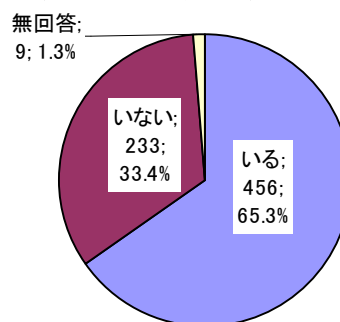
学生が入学時に抱いている夢実現に、教育内容で応えていく義務がわれわれにはある。入学者数、退学者数、休学者数、留年者数、在学者数等といった基本的な情報は正確に把握し、学生募集、学校生活、就職指導等の中に活かしていかなければならない。

(1) 入学者数を公表していますか？

募集定員の確保が厳しい環境になったが、誇大広告は避け、事実を正確に伝えなければならない。そのような中で、「入学者数を公表している」と回答した学校が456校(65.3%)で約3分の2を占め、「公表をしていない」と回答した学校が233校(33.4%)であった。どの学校も入学者数は把握できている基礎情報であり、われわれの社会的責任としてそれを是非公表していただきたい。

なお、設問では「毎年であるか否か」を問わなかったが、常識的に考えて「毎年」と考えられよう。

図表 20. 入学者数を公表していますか？



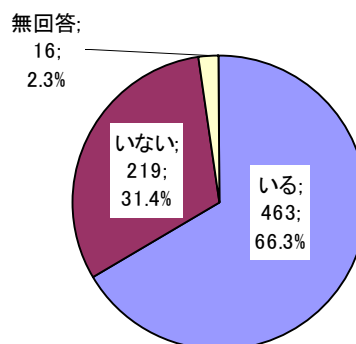
(2) 卒業者数を公表していますか？

入学者数と同じように、「卒業者数を公表している」と回答した学校が463校(66.3%)で約3分の1、「いない」と回答した学校が219校(31.4%)で約3分の2であった。

(1)同様に、公表することが社会的義務であると考える。

この設問についても「毎年であるか否か」を問わなかったが、これも「毎年」と考えられる。

図表 21. 卒業者数を公表していますか？

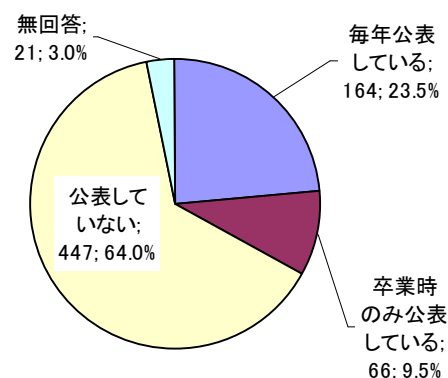


(3) 退学者数を公表していますか？

学生が退学にいたる理由としては、経済的困難や進路変更、生活環境問題等様々である。学校は、入学を許可した者については責任を持って、卒業させるべく努力をし、退学者数の低減に努めなければならない。

そのためには、クラス担任や教職員がカウンセリングのスキルやマインドを身につけたり、専門カウンセラーの設

図表 22. 退学者数を公表していますか？



置、経済支援のための奨学金制度や学費の減免といった施策をとらなければならない。

この設問では、入学者数・退学者数の公表と異なり、特に毎年公表しているか卒業時のみ公表しているかを加えてみた。

図表 23. 入学者数を公表している 456 校の
卒業生数・退学者数の公表状況

「毎年公表している」と回答した学校は 164 校(23.5%)、「卒業時のみ公表している」と回答した学校が 66 校(9.5%)で、「何らかの時点で退学者数の公表をしている学校」は 230 校(33.0%)と全体の約 3 分の 1 となった。

特に、退学者はその数もさることながら、その理由、また留年者、休学者の数とその理由も併せて気にかかるところである。退学者数の

場合は、数だけではなく、その理由も添えて公表することが社会的責任、義務だと考える。

これを、図表 23 のクロス集計でみると、「毎年入学者数を公表している 456 校のうち、毎年、卒業生数と退学者数とを公表している」のは、37.0%の 160 校となる。これに「退学者数は卒業時のみ公表」の学校を含めると 48.9%の 223 校が何らかの形で入学者数・卒業生数・退学者数の全てを公表していることになる。

アンケート調査に回答のあった 698 校全数からみると、「毎年、入学者数・卒業生数・退学者数の全てを公表している」と回答した学校は 160 校（22.9%）、退学者数だけは「卒業時のみ」と回答した 63 校を合わせた数は 223 校（31.9%）となる。このことから、何らかの時点で「約 3 分の 1 の学校が入学者数、退学者数、卒業生数を公表している」ことになる。

図表 24. 入学者数を公表していない 233 校の
卒業生数・退学者数の公表状況

なお、「入学者数を公表していない」233 校については、「毎年退学者数」、「卒業生数」を公表している学校は 0.4%の 1 校と大きく減少する。これに、「退学者数は卒業時のみ公表」している学校まで含んでも、1.7%の 4 校が「入学者数・卒業生数・退学者数を公表していない」ことになる。(図表 24)

Ⅲ (1) 入学者数を公表している456校について	件数	し退 て学 る者 数を 毎年 公表	み退 公表 生数 をい 卒業 時の	い退 ない 学者 数を 公表 して	無 回 答
合 計	456 100.0%	162 35.5%	63 13.8%	219 48.0%	12 2.6%
卒業生数を公表している	433 100.0%	160 37.0%	63 14.5%	201 46.4%	9 2.1%
卒業生数を公表していない	18 100.0%	1 5.6%	0 0.0%	16 88.9%	1 5.6%
無 回 答	5 100.0%	1 20.0%	0 0.0%	2 40.0%	2 40.0%

Ⅲ (1) 入学者数を公表していない233校について	件数	し退 て学 る者 数を 毎年 公表	み退 公表 生数 をい 卒業 時の	い退 ない 学者 数を 公表 して	無 回 答
合 計	233 100.0%	2 0.9%	3 1.3%	227 97.4%	1 0.4%
卒業生数を公表している	30 100.0%	1 3.3%	3 10.0%	26 86.7%	0 0.0%
卒業生数を公表していない	201 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	200 99.5%	1 0.5%
無 回 答	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%

図表 25. 学校の教育目標と資格・検定との関係

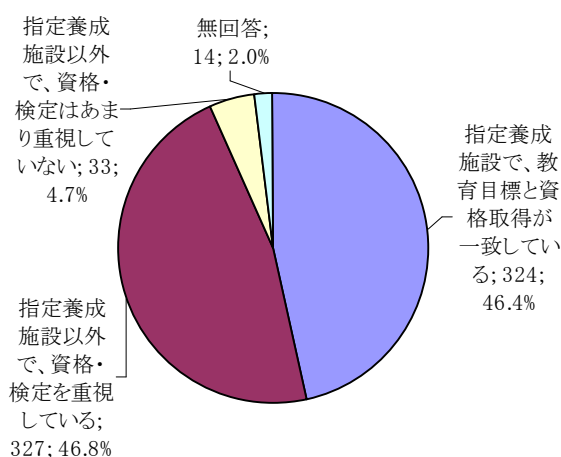
Ⅳ. 資格・検定に関する情報等の公表

(1) 学校の教育目標と資格・検定との関係について

学校の教育目標と資格・検定との関係について 698 校より回答を得た。「国家資格の指定養成施設であることから、教育目標と資格取得が一致している」という回答は 324 件 (46.4%)、「国家資格の指定養成施設以外で、国家資格、民間資格を問わず資格・検定を重視している」という回答は 327 件 (46.8%)、

「国家資格の指定養成施設以外で、国家資格、民間資格を問わず資格・検定を重視していない」という回答が 33 件 (4.7%) であった。

資格・検定は、教育成果を測る手段として有効であるので、是非とも重要視していただきたい。



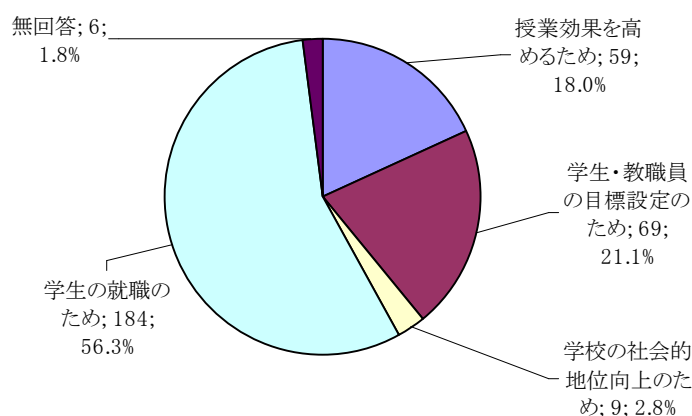
(2) 指定養成施設以外で資格取得・検定の合格を目標とする授業の教育上の必要理由について

指定養成施設以外で資格取得・検定の合格を目標とする授業の教育上の必要理由について上記 327 校より回答を得た。

「授業効果を高めるため」という回答は 59 校 (18.0%)、「学生・教職員の目標設定のため」という回答は 69 校 (21.1%)、「学校の社会的地位向上のため」という回答が 9 校 (2.8%)、「学生の就職のため」という回答は 184 校 (56.3%)、「無回答」が 6 件 (1.8%) であった。

専門学校の就職の強さは、資格取得、検定合格にあり回答通りである。「学校の社会的地位向上」というのは、2 次的な理由であるべきと考える。

図表 26. 資格の取得・検定の合格を目的とする授業が、教育上必要な理由は何ですか？



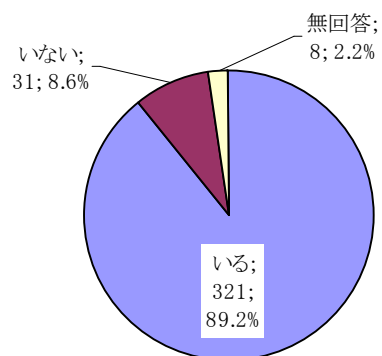
(3) 資格・検定を入学案内に「目標資格」として掲載していますか？

これについては、指定養成施設以外の学校 360 校より回答を得た。指定養成施設以外の学校に限定した理由は、指定養成施設であれば「いる」と回答するのが当然であると考えたからである。

さて、指定養成施設以外の学校の「いる」という回答は 321 件（89.2%）、「いない」という回答は 31 件（8.6%）、「無回答」が 8 件（2.2%）であった。

入学案内というのは、進学希望者にとっては学校選択の重要なツールであり、しっかり明示していただきたい。

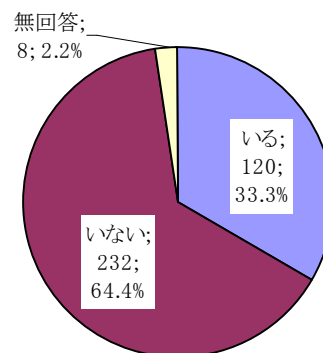
図表 27. 資格・検定を入学案内に「目標資格」として掲載していますか？



図表 28. 資格・検定の受験者数を公表していますか？

(4) 資格・検定の受験者数を公表していますか？

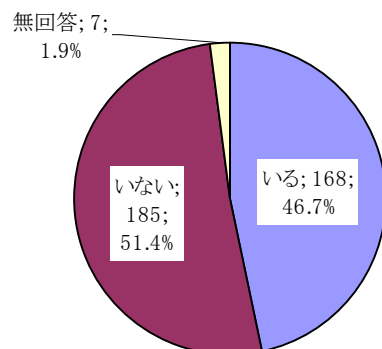
上記同様指定養成施設以外の学校 360 校より回答を得た。「いる」という回答は 120 件（33.3%）、「いない」という回答は 232 件（64.4%）、「無回答」が 8 件（2.2%）であった。



図表 29. 資格・検定の合格者数を公表していますか？

(5) 資格・検定の合格者数を公表していますか？

上記同様指定養成施設以外の学校 360 校より回答を得た。「いる」という回答は 168 件（46.7%）、「いない」という回答は 185 件（51.4%）、「無回答」が 7 件（1.9%）であった。



(6) 資格・検定の合格者率(%)を公表していますか？

上記同様指定養成施設以外の学校 360 校より回答を得た。「いる」という回答は 189 件 (52.5%)、「いない」という回答は 164 件 (45.6%)、「無回答」が 7 件 (1.9%) であった。

ここでクロス集計結果についても述べたい。指定養成施設以外で「資格・検定の受験者数を公表している学校」120 校の中で、「資格・検定の受験者数を

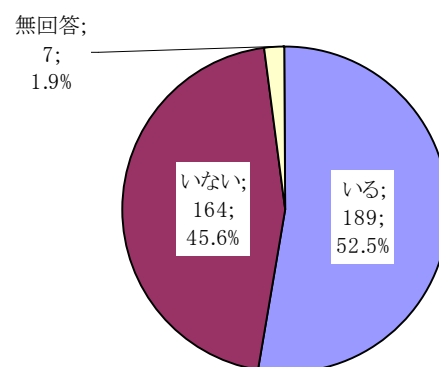
公表している学校」が 120 校あった。この 120 校の中で、「資格・検定の合格者率を公表している学校」が 114 校 (95.0%)、

「資格・検定の合格者率を公表していない学校」が 6 校 (5.0%) あった。また、「資格・検定の受験者数を公表している学校」120 校の中で、「資格・検定の合格者数を公表している」学校が 117 校あり、「資格・検定の合格者率を公表している学校」が 114 校 (97.4%)、

「資格・検定の合格者率を公表していない学校」が 3 校 (2.6%) あった。また、「資格・検定の受験者数を公表している学校」120 校の中で、「資格・検定の合格者数を公表していない」学校が 3 校あり、その 3 校は資格・検定の合格者率も公表していなかった。

指定養成施設以外で「資格・検定の受験者数を公表していない学校」232 校の中で、「資格・検定の合格者率を公表している学校」が 74 校 (31.9%)、「資格・検定の合格者率を公表していない学校」が 158 校 (68.1%) あった。また、「資格・検定の受験者数を公表していない学校」232 校の中で「資格・検定の合格者数を公表している」学校が 50 校あり、「資格・検定の合格者率を公表している学校」が 25 校 (50.0%)、「資格・検定の合格者率を公表していない学校」が 25 校 (50%) あった。また、「資格・検定の受験者数を公表していない学校」232 校の中で、「資格・検定の合格者数を公表していない」学校が 182 校あり、「資格・検定の合格者率を公表している学校」が 49 校 (26.9%)、「資格・検定の合格者率を公表していない学校」が 133 校 (73.1%) あった。

図表 30. 資格・検定の合格者率(%)を公表していますか？



図表 31. 資格・検定の受験者を公表している学校の合格者数・合格者率の公表

IV (1) 学校の教育目標と資格・検定との関係が指定養成施設以外で、かつ IV (4) 資格・検定の受験者数を公表している120校について	件数	し者資 て率格 い(・ る%検 定の をの 公合 表格	し者資 て率格 い(・ な%検 定の をの 公合 表格	無 回 答
合 計	120 100.0%	114 95.0%	6 5.0%	-
資格・検定の合格者数を公表している	117 100.0%	114 97.4%	3 2.6%	-
資格・検定の合格者数を公表していない	3 100.0%	-	3 100.0%	-
無 回 答	-	-	-	-

資格・検定に関する公表とい

う観点から見ると、合格率の公表（52.5％）が最も高く、次いで合格者数の公表（46.7％）、次いで受験者数の公表（33.3％）となった。就職内定率と同じであるが、分母すなわち、受験者数が重要である。受験者とは、在籍者全員なのか、希望者のみなのか、学校指定者なのか、によって当然合格率は変動する。受験者数＝在籍者数というのが

その学校の実力すなわち教育力を見ることができるのではないかと思う。また、情報提供者側として進学希望者のことを考えると誠意ある開示であると思う。

図表 32. 資格・検定の受験者を公表していない学校の合格者数・合格者率の公表

IV（１）学校の教育目標と資格・検定との関係が指定養成施設以外で、かつ IV（４）資格・検定の受験者数を公表していない232校について	件数	し者資 て率格 い（・ る％検 定 をの 公合 表格	し者資 て率格 い（・ な％検 定 をの 公合 表格	無 回 答
合 計	232 100.0%	74 31.9%	158 68.1%	-
資格・検定の合格者数を公表している	50 100.0%	25 50.0%	25 50.0%	-
資格・検定の合格者数を公表していない	182 100.0%	49 26.9%	133 73.1%	-
無 回 答	-	-	-	-

V. 学校評価・学校関係者評価のための組織等

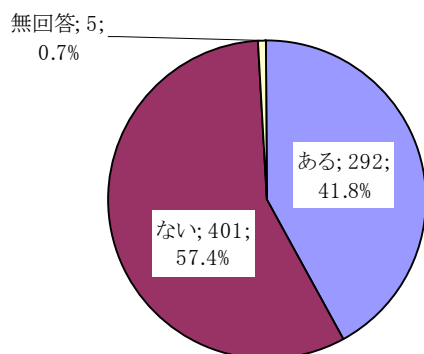
この項目では学校評価に必要な組織についての質問である。通常、大学や短大には学生の会や同窓会などの独立した組織が形成されているが、専門学校にもそのような組織があるかどうかの質問項目である。

(1) 学生会はありますか？

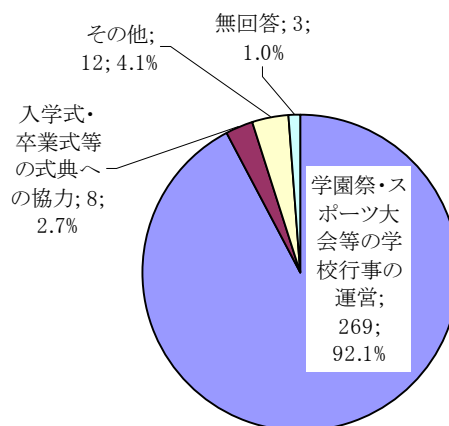
(2) 学生会の主な活動は何ですか？主なものを1つ選んでください。

(1) 学生会はありますか、という質問に回答した 698 校のうち、「ある」と答えた学校が 292 校（41.8％）であり、「ない」と答えたのが 401 校（57.4％）、無回答が 5 校（0.7％）であった。

図表 33. 学生会はありますか？



図表 34. 学生会の主な活動は何ですか？



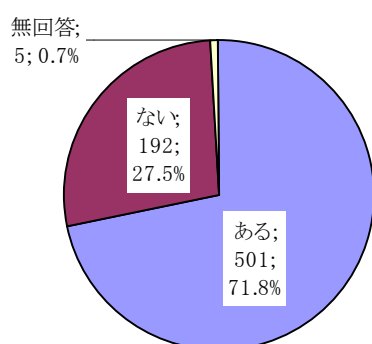
次に（２）の主な活動に対する答えは、「学園祭・スポーツ大会等の学校行事の運営」を選んだのが 269 校（92.1％）であり、「入学式・卒業式等の式典への協力」が 8 校（2.7％）、その他が 12 校（4.1％）であった。

一般的には学生の会（名称は学友会や学生自治会など様々であるが）の目的は学生の福利厚生を目的として、学園祭等の行事やスポーツ大会等が主な活動であろう。活動内容はともかく、学生の会が組織されていれば学校評価に対する意見も集約されやすいのではないだろうか。しかしながら、回答の内容からすると学生の会の組織率は 41.8％とあまり多くないことがわかった。以前のような学生運動はもはや遠ざかってしまい、どちらかと言うと組織化に無関心な学生が多い中で、これを組織し運営することは学校として力のいることであろうが、学校関係者として組織だった活動ができることは有意義であると考えられる。

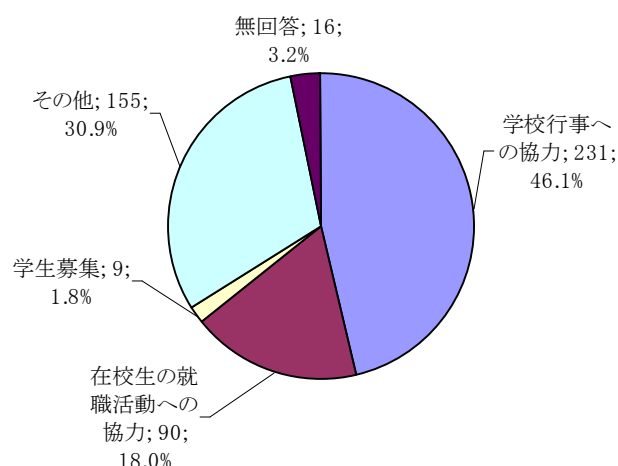
（３）卒業生の会（同窓会等）はありますか？

（４）卒業生の会（同窓会等）の主な活動は何ですか？主なものを１つ選んでください。

図表 35. 卒業生の会（同窓会等）はありますか？



図表 36. 卒業生の会（同窓会等）の主な活動は何ですか？

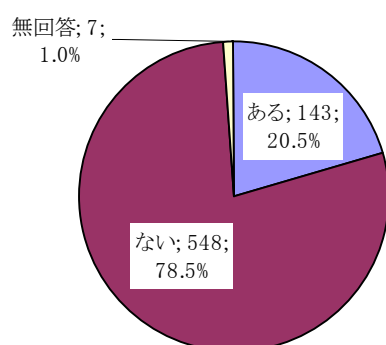


（３）の卒業生の会（同窓会等）はありますか、という質問に対して「ある」と答えた学校が 501 校（71.8％）であり、「ない」と答えたのが 192 校（27.5％）、無回答が 5 校であった。次に（４）の主な活動に対する答えは、「学校行事への協力」を選んだのが 231 校（46.1％）であり、「在校生の就職活動への協力」を選んだのが 90 校、「学生募集」が 9 校、その他が 155 校、無回答が 16 校であった。これは質問の内容が当を得ていなかったのか、その他が多い結果となってしまった。アンケートの結果、学生の会に比べると卒業生の会の方が多く組織されていることが分かった。また、主な活動の回答でも分かるように、卒業生の会の方が多岐に渡って活発な活動を行っているように思われる。例えば、学校法人の寄付行為の中に評議員選出の母体として卒業生を入れる項目があるが、これも組織化を推進するものであろう。

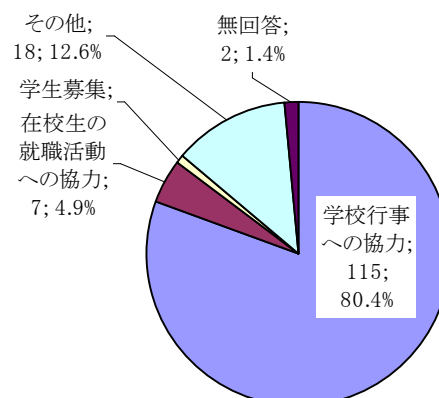
(5) 父母の会（後援会等）はありますか？

(6) 父母の会（後援会等）の主な活動は何ですか？主なものを1つ選んでください。

図表 37. 父母の会（後援会等）はありますか？



図表 38. 父母の会（後援会等）の主な活動は何ですか？

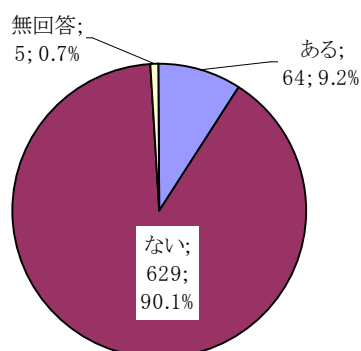


(5) の父母の会（後援会等）はありますか、という質問に対し、「ある」と答えた学校が 143 校（20.5%）であるのに対し、「ない」と答えたのが 548 校（78.5%）と圧倒的に「ない」学校が多く、無回答が 7 校であった。次に (6) の主な活動に対する答えは、「学校行事への協力」が圧倒的に多く 115 校（80.4%）であり、「在校生の就職活動への協力」が 7 校、「学生募集」が 1 校、その他 18 校、無回答 2 校であった。これは高等学校までの PTA とは異なり、高等教育機関での父母の会を組織することが難しいことの表れであろうし、目的が明確に示せないために、学校自体が会の存在をあまり必要としてこなかったのかもしれない。しかしながら、学校評価における外部組織としては、父母の会は最適であり、できれば新たに組織を作ることが望ましいものと考えられる。

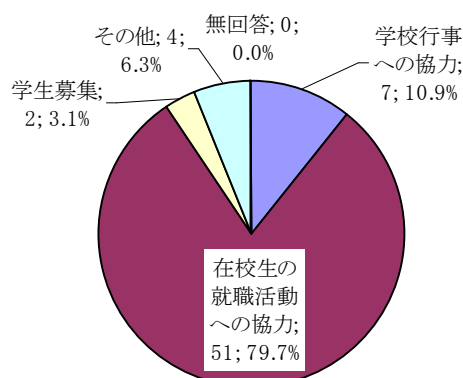
(7) 企業の会（就職後援会等）はありますか？

(8) 企業の会（就職後援会等）の主な活動は何ですか？主なものを1つ選んでください。

図表 39. 企業の会（就職後援会等）はありますか？



図表 40. 企業の会（就職後援会等）の主な活動は何ですか？



(7) の企業の会（就職後援会等）はありますか、という質問に対し 64 校（9.2%）が「ある」と回答したが、「ない」と回答した 629 校（90.1%）に対しては非常に少ない数となった。また無回答は 5 校であった。次に（8）の主な活動に対する答えは、「在校生の就職活動への協力」が 51 校（79.7%）と圧倒的であり、ほかに「学校行事への協力」が 7 校、「学生募集」が 2 校、その他 4 校であった。企業の会を組織することはバブルの時代には活発であったけれども、不況下の波と共に企業側に参加する余裕が無くなったこともあり、数が少ないものと推測される。この組織も学校評価における外部組織としては有益であるけれども、歴史のある学校では卒業生の会にて代行することもできるので、一概には言えないものである。

以上この項目について総括すると、専門学校においても外部組織は全ての学校にて実施運営されているわけではないというであり、学校評価のための外部組織として流用するためにはまだ不十分である。第 7 項の自由記入にも記載があるけれども、全ての学生や卒業生を束ねることはできなくても、適宜委員会等を作り、人材を集める方が手軽に組織できるようである。これは専門学校では、学生の指導に対してのスタンスの違いがあったり、卒業生の進路も多岐に渡り様々な企業や地方に分散してしまうためなどであろう。

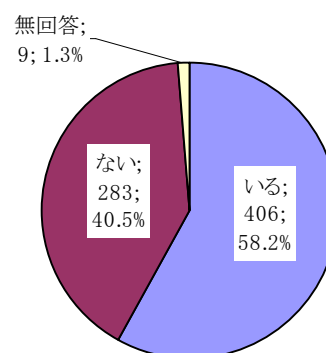
VI. 情報提供等

この質問項目は学校情報を提供する手段に対する質問である。せっかく学校の情報を集めて学校評価を行っても、それをいかにして公開するかによって価値や評価が異なってくるからである。ここでの質問は一般的に考えられる公開手段についての質問である。

(1) 学校情報を保護者に書面（学校便り等）で知らせていますか？

(1) 学校情報を保護者に書面（学校便り等）で知らせていますか、という質問に対して、知らせていると答えた学校が 406 校（58.2%）であり、知らせていないと答えた学校が 283 校（40.5%）であり、無回答は 9 校であった。保護者に対しては半数以上の学校が知らせていた。ここでの質問は書面による情報提供を聞いているのであり、その体裁までは聞いていないので、紙刷りのものから小冊子までのいずれかのもので情報提供しているものと推察される。この項目の答えは前項の父母の組織よりも高い結果が出ていることは評価できよう。

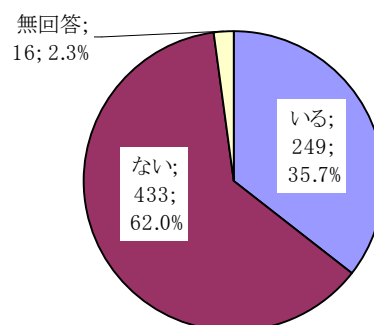
図表 41. 学校情報を保護者に書面（学校便り等）で知らせています



(2) 学校情報を卒業生に書面（学校便り等）で 知らせていますか？

(2) 学校情報を卒業生に書面（学校便り等）で知らせていますか、という質問に対して、知らせていると答えた学校が 249 校（35.7%）であり、知らせていないと答えた学校が 433 校（62.0%）であり、無回答が 16 校であった。卒業生に対する情報提供は、保護者に対するそれに比べて少なくなっている。

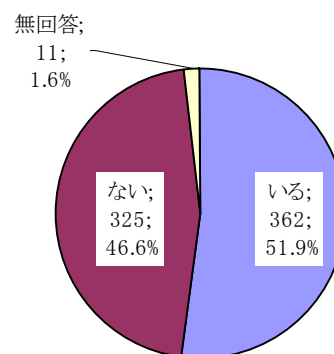
図表 42. 学校情報を卒業生に書面（学校便り等）で知らせていますか？



(3) 学校情報を入学者の多い高等学校等に書面（学校便り等）で知らせていますか？

(3) 学校情報を入学者の多い高等学校に書面（学校便り等）で知らせていますか、という質問に対して、知らせていると答えた学校が 362 校（51.9%）であり、知らせていないと答えた学校が 325 校（46.6%）であり、無回答が 11 校であった。この数字は卒業生に対するものより多く、高等学校への情報提供がかなりの割合で行われていることがわかる。高等学校に対する情報提供は募集の上でも有意義なものであると推測される。

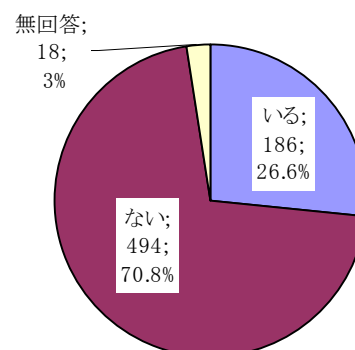
図表 43. 学校情報を入学者の多い高等学校等に書面（学校便り等）で知らせていますか？



(4) 学校情報を就職者の多い企業等に書面（学校便り等）で知らせていますか？

(4) 学校情報を就職者の多い企業等に書面（学校便り等）で知らせていますか、という質問に対して、知らせていると答えた学校が 186 校（26.6%）であり、知らせていないと答えた学校が 494 校（70.8%）であり、無回答が 18 校であった。この結果を見ると就職先企業に対する情報提供はあまり進んでいないように思われる。

図表 44. 学校情報を就職者の多い企業等に書面（学校便り等）で知らせていますか？

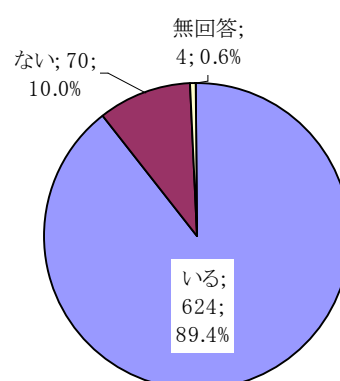


(5) 学校情報を含む学校の沿革を、ホームページや学校案内に掲載していますか？

(5)学校情報を含む学校の沿革を、ホームページや学校案内に掲載していますか、という質問に対して、掲載していると答えた学校が 624 校 (89.4%)、掲載していないと答えた学校が 70 校 (10.0%)、無回答が 4 校であった。この項目でも圧倒的に掲載している学校が多い結果となった。やはり募集の上でも学校の歴史や安定した情報を出していくことが学校の地位を確立するものであると思われる。

この項目の質問である情報公開の手段としては、圧倒的にインターネットの利用が高い数値であった。意外であったのが、保護者に書面で知らせている学校の数の少なさであった。過去には、学校掲示板に記載しているだけの学校が「学校まで足を運べば見ることができます」としていた場合が多かったであろうけれども、現在では保護者が学校までわざわざ出かけて行くことは減多になく、わざわざ学校まで来てもらうなら、正規の財務諸表や自己点検・自己評価の書類を閲覧可能にした方が親切であろう。開かれた学校をアピールするためにも情報公開の手段は適切に選択する必要がある。

図表 45. 学校情報を含む学校の沿革を、ホームページや学校案内に掲載していますか？



Ⅶ. 自由記入

評価の公表等に関するご意見・ご要望や、今後、学校評価等に関するモデル形式の提供を希望する点検項目などがございましたら、ご自由にお書きください。

これまでの調査にも共通したものであるが、この自由記入の項目に各学校の苦勞されている意見が多く見られる。これまでの自己点検・自己評価に関する調査では、毎年形を変えたモデル形式を添付して、自己点検の啓蒙を図ってきたのであるが、今年度から自己点検評価が義務化となったために、今回のアンケート調査は少し視点を変えてみたものである。結果としては、まだモデル形式を要望する意見が多く、学校現場においては自己点検・自己評価を実施するには困難な状態であるというように見受けられた。

この項目に記入されたものは大きく分けて、意見要望、モデル様式を希望する点検項目、その他の記載と分類することができたので、それぞれの項目についてまとめてみた。

(1) 意見要望

意見要望の項目では、内容をさらに分けると、自己点検はすでに行っているとか、必要であるという意見が多く見られたが、点検項目が多すぎるので簡単なモデル様式は無いのか、教職員の時間的制約のため簡素にできないものかといった、取り組みたいけれども諸般の事情によりなかなか実施できないという意見も目立っていた。さらに、自己点検・自己評

価や財務諸表を公開すると何か問題が起きるのではないかという意見や、他の学校に情報が流れるのではないかという危惧を書いた意見もあった。以下が、記述された意見である。

1. 専修学校では、学校評価等をどのような形式（含む内容も）で実施し、公表しているが、是非知りたい。
2. 評価の公表は、学校の意識の向上のため必要である。（あくまでももう一つの昂上のためである。）
3. 財務状況の開示には抵抗がある学校も多いように思う。また仮に開示しても学校会計は利害関係者には理解しがたいため、会計情報を伝える何らかの工夫が必要と感じている。そこで独自の分析方法（基本金を学生人数で除する。パソコン台数を学生人数で除する等。）や上場企業で導入しているキャッシュ・フロー計算書を取り入れてみるのも有効ではないか。
4. 本校は学校としての自己点検・評価は実施していないですが、教職員の自己点検及び評価は年2回実施し、教育内容の向上、教員のスキルアップに寄与しています。ただ今後は、学校評価の実施・公表が必要不可欠ですので、実施できるようにならなければならないと思っています。既に実施されている学校の様式やその公表方法（学校便り等）のサンプルがあればお示しいただきたいです。
5. ある機構の説明会に参加した。点検・評価項目の多さと細かさに驚いた。専門学校も、第三者評価と公表を控え、ある程度の対応はやむを得ないと思うが、規模の小さい学校で、人手と時間を考えると十分な完成度が期待できるか疑問である。また、外部の方々はあれほど精緻な内容を求めているのであろうか。関係者の方々は理解するが、まとめるために投入される労力は学校にとって無視できない負担になる。
6. 色々な角度からの公開（公表）があることがわかりました。基本的にはオープンな態度で貫きたいので、これからも勉強してゆきたいと考えます。
7. 評価の公表に関して他校の現状を情報としてお聞きしたいですし、学校評価等に関するモデル様式について提供を希望したいと存じます。
8. 貴振興会と NPO 法人私立専門学校評価研究機構との連動を切に願います。
9. これから取り組むにあたり、基本的な項目や専門分野に点検、評価すべき項目などの、簡単なマニュアルなどがあれば、積極的に取り組めるのではないかと思います。
10. 学校評価をしっかり理解し、取り組む準備をすすめております。項目数が多いと大変なので、最低限必要なもの、また教員が自らを点検する目的でもあり、学内で委員会を発足させ実施したいと考えている。
11. 当校は平成 20 年 4 月開校の新設校で、まだ準備段階であり、今後充実していきたいと考えています。
12. 「自己点検の実施」や「結果の公表」は教育内容を充実させるためにも推進させる必要があるが、当校のような厳しい経営環境にある学校にとって「財務諸表」の公表については、請求の相手によっては躊躇せざるをえない場合がある。
13. 「角を矯めて牛を殺す」の類たならなければと危惧しています。興信所等が新来者不明のまま財務の公開を求めて、ライバル校の新設を促すなど悪意ともとれない事例を聞いたことがあります。いかがなものでしょうか。どのようにして正当性を証明するか…検討を必要とするところです。
14. 1 年目と 2 年目の学校評価の点検項目をどのようにつながりをもたせたらよいのか不明である。また、小規模の学校には、点検項目の設定、集計、評価とやっていくには人手が足りないと思うので、毎年のモデル様式を提案してほしい。
15. 自己点検・評価については、本校として積極的に取り組んで参りますが、関係者評価の実施については、やはり事務的・経済的な過剰負担が懸念材料と考えております。
16. 個人立から学校法人に変更したばかり（20 年 4 月）ですので学校評価はしなくてはならないと思っていますが、すべて準備中ですので回答しにくいところが多くあります。
17. 数字等で誤った評価をされる場合があり、公表の内容や公表先が難しい。
18. 他校は、どこまで行われているのか知りたい。
19. 本校のような小規模校にあっては、常々自己評価の結果を公表することによって運営をかき乱され、存立を危うくさせられることを危惧している。
20. 色々と情報を頂けたらありがたいと思います。今後、学校として教育の向上を行いたく、

よろしくお願いします。

21. いずれは第三者評価が義務化されるのではないかとされる。それに向って自己評価を即急に準備していきたいと思っています。
22. 自己点検・自己評価を実施いたしておりますが、今後の第三者評価に向けて更なる充実を図りたい。
23. 自己点検を実施いたしておりますが、今後第三者評価に向けて更なる充実を図りたい。
24. 自己点検・自己評価が進んでいない。今後検討する。
25. 今後さらに学校評価、自己評価について研究し、改良していきたい。
26. 教職員にできること（時間も）には限界があります。質を上げるために、あまりにも多くのことが決めていかれる。雁字がらめになった状態で心のこもった教育はできないのでしょうか。今一番何が問題か現場の声を良く聴き、改革していかなくては何も変わりません。悪くなるだけです。会議、研修、(報告書)、募集活動等で、保護者とゆつくり話す場、時間がないのが現状です。先生方にゆとりがないので心のこもった教育ができないのではないのでしょうか。

(2) モデル様式を希望する点検項目

この項目では、専門学校評価機構に加盟してそのフォーマットに沿って実施しているので、これ以上の要望は無いというものから、最低限の点検項目にしてほしいというもので、幅広い意見があった。幾つか挙げると、授業評価のモデルや教員や事務職員に対する生徒からの評価項目がほしいという意見など、細かい内容の要望もあった。以下が、記述された意見である。

1. 点検項目は最小限にしてください。
2. 現在 専門学校等評価機構に加入し、提供されたフォーマットに則って作業中。当面それ以上の必要事項や要望はありません。
3. 自己点検の中で、特に授業評価に関するモデル様式等があれば参考にしたいので提供をお願いしたい。
4. 学校評価の肝要点は、「学校・学科が、その設置目的やそれらのあるべき姿に向け、最適化された内容であるかどうかを問う」事にあると考えます。”お題目”ではない設置目的・教育理念を掲げ、この達成に向け、組織とその業務設計が全体最適化された好事例があれば是非とも学びたく考えます。学校評価が始まって間もない専修学校にとっては、詳細な点検項目の紹介よりも上記を満たした良い刺激に触れる事の方が有益だと考えます。
5. 学校評価等における、教員に対する生徒からの評価項目についてご教示いただきたい。併せて、事務職員に対する生徒からの評価項目等についてご教示いただきたい。
6. 学校の自己点検・自己評価に関し「私立専門学校等評価研究機構」の評価基準項目を知ることができましたが、具体的な点検小項目などを示していただければ各学校で取り組みやすくなると思います。是非振興会のお力添えをお願いいたします。
7. 学校評価等に関するモデル様式を希望（初めてのことなので、よく分からないため）
8. 標準的なモデル様式の提供をよろしくお願い致します。
9. 自己点検や自己評価のモデル様式で、他校様ではどのようなスタイル書式で実施しているのか、また貴財団において推奨される書式があればご提供いただけると幸いです。
10. "次のモデル様式の送付をお願いしたい。
11. 自己評価：職員用、教員用
12. 学校関係者評価：保護者用、地域住民用
13. モデル様式のご提供をお願いします。

(3) その他の記載

この項目では、校名公開について、学校が特定されないように掲載してほしいとか、まだ設立して間がないので在校生が少ない、卒業生が出ていないなどの様々な意見が記載されていた。幾つかを述べると、厚生労働省の指定規則で自己点検・自己評価を実施しているとか、ISO9001を認証してモニタリングと外部監査を実施しているなど他の機関にて実施しているという意見もあった。また、学生の会や卒業生の会、企業の会に関しては、まだ組織していないけれども適宜会合を持っているというものや、学友会とか校友会等具体的な名称を書いてくださった学校もあった。最後に次なるモデル形式を求める記載も幾つかあったことを付け加える。以下が、記述された意見である。

1. IV. (4) ～ (6) 関係機関に報告が義務づけられている。
2. III. (1) (2) 一部公開 V. (1) 一時的
3. (財) 専修学校教育振興会実施のアンケート調査への回答以外に独自で自己点検・自己評価を実施している情報がありましたら、学校名・点検項目等を教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。教職員評価について、評価項目(要領等)の情報がありましたら教えていただけますでしょうか。
4. NPO 法人私立専門学校等評価研究機構に加入し、点検・評価を実施している。
5. 厚労省美容師養成所指定規則に基づく自己点検・自己評価を毎年1月1日現在で実施している。
6. 厚労省歯科衛生士養成所規則に基づく自己点検・自己評価を毎年5月1日基準で実施している。ISO9001を認証取得し、モニタリング・外部監査を実施している。
7. ISO9001の認証を取得し、モニタリングと外部監査を定期的に受けている。
8. ISOの認証をいただき、学内での常時のモニタリングと外部監査を受けている。(自己点検より詳細、広い範囲でマネジメント管理している。)
9. NPO 法人私立専門学校等評価研究機構に加入し、点検・評価を実施している。
10. 本校は平成18年度開設の新設校のため、卒業生を輩出しておらず、III. (2)、V. (3)、VI. (2)については「いない」となります。
11. VI. (3) 不定期
12. 現在、専門課程は募集停止状態であり、高等課程を対象にアンケートを回答させていただきました。
13. 当校、日本教育界最初のISO(国際標準化機構)の9001(品質マネジメントシステム)の認証取得校です。従って、その方式に基づいて自己点検・自己評価にあたる内部監査、及び毎年1回の外部点検・評価として審査機関でありますMSA(マネジメントシステム評価センター)の審査を受け、認証を継続しています。
14. I. (3) 当校、国際標準化機構ISOの9001(品質マネジメントシステム)認証校につき、ISO内部監査員により実施。
15. 財団法人専修学校教育振興会(H19)のモデルを参考にしながら学校評価・点検・公表等の方法、細目を鋭意検討中である。
16. V. 学生会はないが、委員会として個別学生組織はある。(行事別に)
17. 平成19年度に、私立専門学校評価研究機構で実施された第三者評価に自己点検・自己評価報告書を提出し評価を受けています。
18. 私立専門学校等評価研究機構に入会し、機構の基準に従って点検を行っている。
19. 本校は評価の公表に関し、求められればその動機が真面目なものである限り原則として公開する用意があります。ただ、学校規模が小さいためか、現在まで求められたことはありません。
20. V. (1) 組織化されていないが、部分的に自主的活動に取り組んでいる。(3) 本校独自のものはない。VI. 開校2年目で、卒業生が出ていない。
21. 学校情報提供は、ほとんどホームページを用いて行っています。
22. 本校は平成19年4月開校のため、卒業生が出ていません。従いまして、質問III- (2)、V- (3)については「ない」ということになりますが、V- (3)に関する「同窓会」は組織する予定です質問VI- (4)については、就職者出ていませんが、各企業に求人のお願という意味もあり、情報を提供しています。以上、補足させていただきます。

23. 平成 19 年 4 月開校のため、今後、順次、整備対応していく予定です。
24. I. (1) (2) 準備中
25. III. (2) まだ卒業生がない
26. 1.自己評価よりも外部の方からの客観的評価を行い、その評価を教育プログラム、教育指導にフィードバックしております。2.財務諸表も Web 上で公開する準備を進めています。
27. 本年度新設校のため、まだ体制整備ができていません。今後徐々に整備していきたいと考えております。情報公開あるいは各組織作りなどに関して指針やモデル様式などがありましたら、是非、情報を頂きたいようお願い申し上げます。
28. 研修に参加し、現在準備を進めております。
29. 平成 17 年 4 月開校のため、卒業生なし。
30. 現状においては試行錯誤の段階であり、全ての質問に対し、細部にわたりご回答できませんでした。
31. 現在「授業フィードバックアンケート」の実施・結果公開はしており、本来の自己点検・評価に関しては、現在モデル様式等の資料をもとに実施方法、点検項目等を検討中であり、早急に実施する予定であります。
32. VI. (2) インターネット
33. 現状では、評価公表にあたり至らぬ点もありますが、今後、第三者評価を含めて充実していきたい。
34. II 財務諸表等の公開について、本校は平成 20 年 4 月開校の新設校であるため、アンケートの各回答に関しては、開校後半年間の実施内容をもとに記入しておりますことをご理解ください。
35. II. (3) ⑨～⑭〇以外は今後の検討課題
36. V. (1) 毎年ソフトボール大会を実施。VI. (3) 口頭で実施。
37. 自己点検を実施中であり、結果をまとめるに至っていません。
38. V. (1) 学生会→学友会 (8) 組織は造っていないが毎年業界対象のイベントを複数回行っている。
39. II. (3) HP 公開 IV. (2) その他
40. 自己点検評価はもちろんのこと、私立学校等評価研究機構に加入して、同機構による第三者評価を受け、それらの結果を公表している。
41. 学校評価等は現在実施中だが、本年度は終了していないため、実施せずとしました。
42. 平成 20 年 4 月より学校法人となり、多方面でお手数をお掛けしますが、詳細にわたりご指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。
43. 第三者評価 I. (1) 部分的に実施 (学生による授業評価のみ) "
44. VIII. 卒業生が出ておらず、内容として不十分と考えるため。
45. III. (2) (3) 四国ブロック会議には公開
46. V. (2) ソフトボール大会
47. 自己点検・自己評価については 21 年度より取り組む予定。
48. 学校評価は本年度から取り組むようにしています。今後ともご指導のほどお願いいたします。
49. 平成 20 年 4 月開校により、現在検討中。

この項目について総括すると、専門学校の場合、分野や専門学科の違いにより、学校のスタンスが大きく異なっているということである。例えば、厚生労働省や国土交通省などの指定校の場合、監督省庁も施行規則等に則った学校評価が重要になっているし、それ以外の学校では、長年のしきたりや運営方法から脱却できず、新しく学校評価を行うには抵抗がある学校も見受けられる。また、新設校等では十分な対応ができていないために、まだ方策や手段について情報収集の段階の学校も見受けられる。

いずれにしても、法律の改正に伴い、学校評価や情報公開が義務化となっているので早急に対応すべきであろう。

第3章 調査協力校一覧

今回の調査にご協力いただいた 698 校のうち、校名の公表を許可された学校 488 校（集計終了後の調査用紙返送校 1 校を含む）の一覧です。

都道府県名後の数字は、都道府県毎の「校名公表可の学校数／調査協力校数」です。

(北海道・28/40) 青山工学・医療専門学校、旭川大学情報ビジネス専門学校、帯広コア専門学校、駒沢看護保育福祉専門学校、札幌医学技術福祉専門学校、札幌医療科学専門学校、札幌科学技術専門学校、札幌心療福祉専門学校、札幌ベルエポック製菓調理専門学校、札幌ベルエポック美容専門学校、札幌リハビリテーション専門学校、

専門学校北日本自動車大学校、専門学校日本ビジネススクール札幌校、専門学校北海道自動車整備大学校、専門学校北海道体育大学校、専門学校北海道福祉大学校、専門学校北海道保健看護大学校、専門学校北海道リハビリテーション大学校、函館短期大学付設調理師専門学校、函館調理師養成専門学校、函館臨床福祉専門学校、北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校、北海道医学技術専門学校、北海道理容美容専門学校、室蘭ドレスメーカー専門学院、吉田学園医療歯科専門学校、吉田学園動物看護専門学校、吉田学園ビューティステージ専門学校**(青森県・4/6)** 専門学校アレック情報ビジネス学院、東奥保育・福祉専門学院、東北栄養専門学校、東北コンピュータ専門学校**(岩手県・4/4)** 岩手医科大学歯科技工専門学校、専修大学北上福祉教育専門学校、盛岡調理師専門学校、盛岡ペットワールド専門学校**(宮城県・8/11)** 仙台医療秘書福祉専門学校、仙台歯科技工士専門学校、

仙台幼児保育専門学校、SENDAI 中央理容美容専門学校、東北外国語専門学校、長谷柳絮医療福祉専門学校、東日本医療専門学校、宮城理容美容専門学校**(秋田県・1/1)** 秋田県理容美容専門学校**(山形県・4/5)** 専門学校山形V. カレッジ、山形女子専門学校、山形調理師専門学校、米沢調理師専門学校**(福島県・4/5)** 郡山健康科学専門学校、郡山情報ビジネス専門学校、国際情報工科専門学校、国際ビューティ・ファッション専門学校**(茨城県・7/8)** 晃陽看護栄養専門学校、筑波研究学園専門学校、つくば国際ペット専門学校、つくばビジネスカレッジ専門学校、つくば福祉専門学校、土浦情報経理専門学校、水戸経理専門学校**(栃木県・1/2)** マロニエ医療福祉専門学校

(群馬県・14/15) 群馬県美容専門学校、群馬県理容専門学校、群馬日建工科専門学校、群馬法科ビジネス専門学校、専門学校群馬自動車大学校、高崎医療技術福祉専門学校、高崎歯科衛生専門学校、高崎ビューティモード専門学校、高崎ペットワールド専門学校、中央医療歯科専門学校、中央工科デザイン専門学校、中央情報経理専門学校、中央情報経理専門学校高崎校、前橋医療福祉専門学校**(埼玉県・12/16)** 秋草学園福祉教育専門学校、上尾中央医療専門学校、アルスコンピュータ専門学校、越生工業技術専門学校、国際調理師専門学校、越谷保育専門学校、埼玉歯科衛生専門学校、彰華学園情報文化専門学校、彰華学園保育福祉専門学校、中央情報専門学校、東萌保育専門学校、ハンサム銀座理容美容専修学校**(千葉県・6/10)** 関東鍼灸専門学校、国際理工専門学校、専門学校野田鎌田学園、日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校、パリ総合美容専門学校柏校、船橋情報ビジネス専門学校**(東京都・78/102)** 青山製図専門学校、アポロ歯科衛生士専門学校、アポロ美容理容専門学校、大森家政専門学校、関東柔道整復専門学校、関東リハビリテーション専門学校、公立医療秘書専門学校、国際医療管理専門学校、国際観光専門学校、国際動物専門学校、国土建設学院、JTBトラベル&ホテルカレッジ、秀林外語専門学校、聖心女子専門学校、専門学校アーデン山中ビューティーアカデミー、専門学校イーエスピーミュージカルアカデミー、専門学校桑沢デザイン研究所、専門学校東京医療学院、専門学校東京工科自動車大学校世田谷校、専門学校東京自動車大学校、専門学校東京テクニカルカレッジ、専門学校東京ミュージックアンドメディアアーツ尚美、専門学校村田経営義塾、専門学校読売自動車大学校、竹早教員保育士養成所、中央工学校、中央動物専門学校、中央法律専門学校、東京医療専門学校、東京医療秘書福祉専門学校、東京医療福祉専門学校、東京栄養食糧専門学校、東京外語専門学校、東京健康科学専門学校、東京工科専門学校、東京工科専門学校品川校、東京工業専門学校、東京こども専門学校、東京歯科衛生専門学校、東京柔道整復専門学校、東京情報ビジネス専門学校、東京心理音楽療法福祉専門学校、東京聖星社会福祉専門学校、東京多摩調理製菓専門学校、東京テクノ・ホルティ園芸専門学校、東京ビューティーアート専門学校、東京ファッション専門学校、東京フード製菓中医薬専門学校、東京福祉専門学校、東京ヘアビューティ専門学校、東京ヘアメイク専門学校、東京保育専門学校、東京ホテルビジネス専門学校、東京モード学園、東京リゾートアンドスポーツ専門学校、東京YMCA医療福祉専門学校、東放学園専門学校、ドレスメーカー学院、日商簿記三鷹福祉専門学校、日体柔整専門学校、日本ウェルネス歯科衛生専門学校、日本音楽学校、日本電子専門学校、日本福祉教育専門学校、日本ペットアンドアニマル専門学校、華服飾専門学校、文化服装学院、町田・デザイン専門学校、町田製菓専門学校、町田調理師専門学校、町田美容専門学校、目白デザイン専門学校、ヤマザキ動物専門学校、山野医療専門学校、読売理工医療福祉専門学校、臨床福祉専門学校、早稲田医療専門学校、早稲田速記医療福祉専門学校**(神奈川県・26/33)** アーツカレッジヨコハマ、浅野工学専門学校、岩谷学園アーティスティックB専門学校、OFA

カレッジ&ハイスクール、神奈川衛生学園専門学校、神奈川経済専門学校、神奈川社会福祉専門学校、呉竹鍼灸柔整専門学校、湘南オートモビル・ビジネス専門学校、情報科学専門学校、情報科学専門学校新横浜校、専門学校横浜ミュージックスクール、日本映画学校、矢沢服飾専門学校、横浜医療秘書歯科助手専門学校、横浜fカレッジ、横浜こども専門学校、横浜調理師専門学校、横浜デジタルアーツ専門学校、横浜ビューティーアート専門学校、横浜保育福祉専門学校、横浜リゾートアンドスポーツ専門学校、横浜リハビリテーション専門学校、YMCA国際ホテル・トラベル専門学校、YMCAスポーツ専門学校、YMCA福祉専門学校(新潟県・14/23)国際映像メディア専門学校、国際ビューティモード専門学校、国際福祉医療カレッジ、国際ペットワールド専門学校、国際メディカル専門学校、シェフパティシエ専門学校、専門学校新潟国際自動車大学校、長岡美容専門学校、新潟医療技術専門学校、新潟会計ビジネス専門学校、新潟工科専門学校、新潟コンピュータ専門学校、新潟デザイン専門学校、悠久山栄養調理専門学校(富山県・6/9)専門学校職藝学院、富山建築・デザイン専門学校、富山コンピュータ専門学校、富山情報ビジネス専門学校、富山デザイン・ビューティー専門学校、北陸ビジネス福祉専門学校(石川県・5/9)金沢国際専門学校、金沢福祉専門学校、専門学校金沢リハビリテーションアカデミー、専門学校国際デザインカレッジ金沢、(専)日本航空大学校(福井県・1/2)国際ビジネス専門学校福井(山梨県・3/5)甲府看護専門学校、日本アーツオブビューティ専門学校、山梨秀峰調理師専門学校(長野県・5/15)飯田ゆめみらいICTカレッジ、長野医療衛生専門学校、長野調理製菓専門学校、長野美術専門学校、日本装飾美術学校(岐阜県・6/8)飯原服装専門学校、大垣文化総合専門学校、専修学校中部国際自動車大学校、専門学校飛騨国際工芸学園、中日本航空専門学校、ベルフォートアカデミーオブビューティ(静岡県・41/53)大原情報ビジネス専門学校静岡校、大原トラベル・ホテル専門学校静岡校、大原トラベル・ホテル専門学校浜松校、大原法律公務員専門学校静岡校、大原法律公務員専門学校浜松校、大原簿記専門学校静岡校、大原簿記専門学校浜松校、国際医療管理専門学校熱海校、国際医療管理専門学校浜松校、国際観光専門学校熱海校、国際観光専門学校浜松校、国際ことば学院外国語専門学校、国際ペットビジネス専門学校熱海校、静岡県西部理容美容専門学校、静岡県東部理容美容専門学校、静岡県理容美容専門学校、静岡産業技術専門学校、静岡歯科衛生士専門学校、静岡デザイン専門学校、静岡デザイン専門学校浜松校、静岡福祉医療専門学校、静岡服飾美容専門学校、専門学校静岡工科自動車大学校、専門学校静岡電子情報カレッジ、専門学校白寿医療学院、専門学校浜松医療学院、専門学校ルネサンスアカデミー、中央歯科衛生士調理製菓専門学校、中央調理製菓専門学校静岡校、デザインテクノロジー専門学校、東海医療学園専門学校、東海工科専門学校、東海調理製菓専門学校、東海文化専門学校、日本書道芸術専門学校、沼津情報専門学校、浜松医療福祉専門学校、浜松情報専門学校、浜松日建工科専門学校、富士メカニック専門学校、プロスペラ学院外国語専門学校(愛知県・33/50)愛知工業大学情報電子専門学校、あいち造形デザイン専門学校、あいちビジネス専門学校、あいち福祉医療専門学校、明美文化服装専門学校、大原トラベル・ホテル専門学校、大原法律専門学校、大原簿記専門学校、国際医療管理専門学校名古屋校、国際観光専門学校名古屋校、専門学校中部ビューティ・デザインカレッジ、専門学校名古屋デンタル衛生士学院、専門学校HAL名古屋、中京法律専門学校、中部大学技術医療専門学校、中部ファッション専門学校、中和医療専門学校、東海工業専門学校熱田校、東海工業専門学校金山校、東海歯科医療専門学校、豊橋ファッション・ビジネス専門学校、名古屋医専、名古屋栄養専門学校、名古屋外語専門学校、名古屋経営会計専門学校、名古屋情報専門学校、名古屋総合美容専門学校、名古屋調理師専門学校、名古屋福祉専門学校、名古屋法律経済専門学校、名古屋モード学園、ニチエイ調理専門学校、ミスパリエステティック専門学校名古屋校(三重県・1/4)伊勢保健衛生専門学校(京都府・9/11)＜専＞京都建築大学校、＜専＞京都伝統工芸大学校、池坊文化学院、京都外国語専門学校、京都芸術デザイン専門学校、京都建築専門学校、京都福祉専門学校、専門学校日産京都自動車大学校、YIC京都工科専門学校(大阪府・36/49)藍野医療福祉専門学校、ECCアーティスト専門学校、ECC国際外語専門学校、ECCコンピュータ専門学校、上田安子服飾専門学校、ユール学園、大阪医専、大阪医療秘書福祉専門学校、大阪建設専門学校、大阪工業技術専門学校、大阪国際福祉専門学校、大阪コンピュータ専門学校、大阪産業大学附属歯科衛生士学院専門学校、大阪情報コンピュータ専門学校、大阪総合デザイン専門学校、大阪ビューティーアート専門学校、大阪美容専門学校、大阪ファッションアート専門学校、大阪ペイ動物看護専門学校、大阪モード学園、大阪リハビリテーション専門学校、大手前栄養学院専門学校、関西医療技術専門学校、関西テレビ電気専門学校、小出美容専門学校、修成建設専門学校、トライデントコンピュータ専門学校大阪、日本コンピュータ専門学校、日本分析化学専門学校、日本メディカル福祉専門学校、日本理工情報専門学校、HAL大阪、箕面学園福祉保育専門学校、明治東洋医学学院専門学校、森ノ宮医療学園専門学校、ユービック情報専門学校(兵庫県・6/23)環境学園専門学校、関西保育福祉専門学校、神戸電子専門学校、神戸リハビリテーション専門学校、専門学校神戸文化服装学院、専門学校トヨタ神戸自動車大学校(奈良県・5/7)奈良総合ビジネス専門学校、奈良保育学院、奈良リハビリテーション専門学校、阪奈中央看護専門学校、藤影きもの専門学校(和歌山県・1/1)和歌山YMCA国際福祉専門学校(鳥取県・1/2)鳥取情報処理専門学校(島根県・3/5)出雲コンピュータ専門学校、島根リハビリテーション学院、専門学校松江総合ビジネスカレッジ(岡山県・11/17)朝日医療専門学校岡山校、朝日リハビリテーション専門学校、岡山医療技術専門学校、岡山商科大学専門学校、岡山理科大

学専門学校、専門学校岡山情報ビジネス学院、専門学校川崎リハビリテーション学院、専門学校倉敷ファッションカレッジ、専門学校慶子アカデミージャパン、専門学校ワールドオブティカルカレッジ、中国デザイン専門学校**(広島県・20/22)** I G L 医療専門学校、I G L 健康福祉専門学校、朝日医療専門学校広島校、C A C 医療技術専門学校、専門学校広島自動車大学校、専門学校文化服装学院広島校、トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校、広島医療保健専門学校、広島会計学院専門学校、広島外語専門学校、広島工業大学専門学校、広島コンピュータ専門学校、広島情報ビジネス専門学校、広島酔心調理師専門学校、広島電子専門学校、広島デンタルアカデミー専門学校、広島ビジネス専門学校、広島美容専門学校、広島Law&Business専門学校、広島YMCA国際ビジネス専門学校**(山口県・7/8)** 山口医療福祉専門学校、山口インフォメーション・カレッジ、山口コ・メディカル学院、山口調理師専門学校、山口福祉専門学校、Y I C キャリアデザイン専門学校、Y I C 公務員専門学校**(徳島県・3/4)** 専門学校穴吹情報公務員カレッジ、専門学校穴吹デザインビューティカレッジ、専門学校穴吹福祉医療カレッジ**(香川県・3/6)** 四国医療専門学校、専門学校穴吹ビューティカレッジ、専門学校禅林学園**(愛媛県・4/10)** 今治商業専門学校、愛媛コミュニケーションビジネス専門学校、松山医療福祉専門学校、松山歯科衛生士専門学校**(高知県・6/8)** R K C 調理師学校、高知福祉専門学校、高知リハビリテーション学院、国際デザイン・ビューティカレッジ、土佐リハビリテーションカレッジ、龍馬看護ふくし専門学校**(福岡県・24/39)** I L P お茶の水医療福祉専門学校、麻生医療福祉専門学校福岡校、麻生工科デザイン専門学校、麻生公務員専門学校福岡校、麻生情報ビジネス専門学校、北九州調理師専門学校、九州電気専門学校、九州ビジネス専門学校、昂学園自動車エンジニア専門学校、昂学園総合専門学校、専門学校麻生外語観光カレッジ、専門学校北九州自動車大学校、専門学校九州テクノカレッジ、専門学校西鉄国際ビジネスカレッジ、専門学校福岡カレッジ・オブ・ビジネス、専門学校福岡ビジョナリーアーツ、第一医療リハビリテーション専門学校、中村国際ホテル専門学校、中村調理製菓専門学校、平岡栄養士専門学校、平岡介護福祉専門学校、平岡調理・製菓専門学校、福岡外語専門学校、福岡公務員専門学校**(佐賀県・1/2)** 佐賀工業専門学校**(長崎県・4/5)** 長崎医療技術専門学校、長崎県美容専門学校、長崎公務員専門学校、長崎柔鍼スポーツ専門学校**(熊本県・6/10)** I E C 九州国際カレッジ専門学校、九州中央リハビリテーション学院、熊本工業専門学校、熊本社会福祉専門学校、専修学校熊本壺溪塾（大学予備校）、専門学校公務員ゼミナール熊本校**(大分県・3/4)** 明日香美容文化専門学校、大分環境デザインカレッジ、大分県歯科技術専門学校**(宮崎県・7/9)** 大原簿記公務員専門学校、九州保健福祉大学総合医療専門学校、都城コアカレッジ、都城文化服装専門学校、宮崎医療福祉専門学校、宮崎サザンビューティー美容専門学校、宮崎ユニバーサル・カレッジ**(鹿児島県・8/11)** 鹿児島医療技術専門学校、鹿児島医療福祉専門学校、鹿児島測量専門学校、鹿児島動物専門学校、原田学園こども・医療秘書専門学校、原田学園デジタルアーツ専門学校、原田学園ハイテク専門学校、原田学園ビューティ専門学校**(沖縄県・8/9)** 沖縄福祉保育専門学校、専修学校インターナショナルデザインアカデミー、専修学校インターナショナルリゾートカレッジ、専修学校沖縄大原簿記専門学校、専修学校沖縄ペットワールド専門学校、専修学校国際電子ビジネス専門学校、専修学校ビューティーマードカレッジ、パシフィックテクノカレッジ学院

第 4 章

平成 20 年度 学校評価等研修会 報告

平成19年度の調査報告と 平成20年度の調査研究について

平成20年12月2日（火） 大阪市／ホテル大阪ガーデンパレス

学校評価等に関する研究委員会

委員 小平 達夫（富山情報ビジネス専門学校）

10年前と大きく異なる 専門学校の環境

皆さんこんにちは。富山情報ビジネス専門学校の小平達夫です。よろしくお願いいたします。まず私が先日の東京会場のこの研修会で感じたことは、この自己点検・自己評価、学校評価を含めて、学校間にはかなりの差が出てきているということです。専門学校は何千何百校とありますが、すでに第三者評価を受けているところもある一方、まだやっていない、これから取り組んでいきたいという学校も参加されていて、なかなか幅広い聴衆1人ひとりのニーズに応えるのは難しいのですが、今日は原則として、これから始めようかという学校を基準にお話しますので、すでに実施しているという学校の方については、おさらいという形でお聞きいただければと思います。

なお、今回の平成20年度調査（本書6～9ページ参照）の自由記入欄においては、各学校の取り組み、どういった評価項目や推進方法を具体的にやっているかを聞きたいという声も寄せられていますので、後半では当校の授業アンケートについて若干発表したいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

まずは我々専門学校にとって、学校評価等が法令上でどのように定められているかという現状認識から始めたいと思います（本書2ページ【参考】参照）。ここは大事なところなので法令

を読みますが、小学校というところは専修学校と読み替えてください。「学校教育法第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行

い、その結果を公表するものとする」。これは自ら評価を行って、それを公表しなさいということです。それから「前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする」。適切な項目とはなにかについてぎっくばらんにいうと、現状では各学校自由に決めてください、好きなようにやってくださいということなのですが、実際のところ好きにしていわれても、なかなか難し



小平 達夫 委員

自己点検・評価の導入について

財団法人専修学校教育振興会
学校評価等に関する研究委員会
小平 達夫

いのが現状だと思いますので、この点については後ほどお話しします。私たちの委員会では、「①自己評価（自ら評価を行い）は、各学校の教職員が行う評価です。校長のリーダーシップの下で、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要です。②結果公表の方法は、『学校情報誌に掲載』『保護者への説明会での説明』『地域広報誌への掲載』『地域住民や関係機関への説明会の実施』『学校ホームページで公開』等が考えられます」と示しています。各学校で自由な公表方法を取ってよく、たとえばこんなやり方がありますよということです。これが第66条です。

次は「学校関係者評価の実施と評価結果の公表を規定する条文」です。「第67条 小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする」とあります。66条となにが違うかというと、66条は我々教職員で評価をしましょうという話でしたが、67条は学校関係者を入れましょうということで、これは義務ではありません。努力義務ですからこれは今すぐやる必要はないということです。私たち委員会の解説としては「①学校関係者評価（学校関係者による評価）は、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価です。②教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものです。③結果

公表の方法は、自己評価の結果公表の方法と同等に考えられます」としています。公表については、先に出てきたように、ホームページとか説明会等で公表してくださいということです。できるならやってくださいということです。から、学校関係者評価までは、まだいまのところはいかなくても大丈夫ということになります。

専門学校業界でいうと、学校関係者というのは保護者も当然ですが、たとえば学生の内定先や業界といったつながりがとても重要になってきますので、企業等も考えられるのではないかと思います。

あとは「結果評価の設置者への報告を規定する条文」があります。別件ですが、その下に「財務諸表等の公開」についてというのがあります。学校法人は財務諸表も公開していかなければなりません。

こういったことが我々専門学校が置かれた現状で、10年前や15年前とは全然違う環境になっています。このような環境に我々が置かれているというところからスタートしていきたいと思います。

それを踏まえて20年度のアンケートを作っ





た経緯がありますが、今日の流れとしては、まず平成19年度の報告書について説明します。これも報告書全てを説明すると時間が足りませんので、メインとなる主なところを説明したいと思います。

19年度の調査結果

「専修学校における授業時間等に関する自己点検・自己評価調査研究」報告書をご覧ください。((財)専教振のホームページに掲載中)これは平成19年度に行った調査結果の報告です。ここにあるアンケート内容において、基本的に我々が取り組んでいるのは底上げです。先に進んでいる学校への提案というより、まだまだ取り組みが遅れている学校に、まずはこういうことからやってはどうですかという意味合いが強いです。

ですから自由記入欄を見ると、「とても良いアンケートだった。良い項目だった」という回答の学校もあれば、「こんな内容は初歩的過ぎます。本校はもっと先に進んでいます」という意見の学校、「項目が多すぎる」という学校など、それぞれの捉え方をされています。

では、このアンケートの19年度の概要をご説明します。まず「1. 調査の趣旨」ですが、専修学校全体における自己点検・自己評価の実施に向けての啓発活動です。そして「2. 調査の実施」の(2)調査経過。アンケート送付校は1,621校、回収は819校、回収率50.5%です。実際にこのモデル様式を実施したという学校が623校で、回収数中76.1%となっています。

回収数の819校を分野分けした「表1. 調査協力校数・モデル様式実施校数(分野別)」を見てみると、平成19年度の文部科学省学校基本調査における専門学校の学科別学校数の割合と、ほぼ近い割合でアンケートを回収できたと思っています。

続いて、(3)調査内容について説明します。調査内容は、1. 授業時間等、2. 単位制、3. 実施授業時間数の確認等、4. 年間スケジュールの作成と公表、5. 自己評価と改善、6. 自由記入からなっています。とくに今回、実施授業時間数の確認においては、「記録者」「確認者」「保管者」と細かく分けた上で、各々の時間軸と担当者を記入するところまで徹底しました。これは授業をやっていますかと聞いたときに、「法律に従ってやっているから問題ありません」という回答を避けるためです。たとえば休校や学校行事があったときに、それに対して補講を実施したかどうかといったところまで確認してほしいということで、細かくお聞きしました。(4)記入者所属部署ですが、これは回答の半数が教務です。当然学校ですので、教務中心に運営されているということになります。

次は「授業時間等」「単位制」「実施授業時間数の確認等」「年間スケジュールの作成と公表」「自己評価と改善」「自由記入」です。まず、自己評価と改善という部分から見ていきます。

このアンケート調査では、最後にこれを振り返りのなかで皆さん方にやってみてどうだったかという問いかけをしています。それが自己評価の満足度です。いちばん多かったのは「やや満足」、次が「満足」ということで、「やや満足」と「満足」を足すと88%にもなり、約9割の学校が「うちはまあまあいけているんじゃないか、いい感じじゃないか」と思っているという結果でした。

ただ、現状実施している我々の自己点検・自己評価でいいのかというと、私としては、1条校といわれる大学・短大の評価体制・内容と、専門学校が現在やっている評価体制・内容とは、乖離、ギャップがあると思っています。

とくに、皆さんの振り返りのなかで、不満足な項目、不満足度のいちばん高い項目、ようはうちの学校はできていない、ここは力を入れなければいけないという回答がもっとも多かったのが「年間スケジュールの作成と公表」で43.1%でした。次に「実施授業時間の確認等」37.4%。つまりいつ誰がどのようにして管理しているかという部分を明確にしていきたいという学校が多く、次が「授業時間等」10.6%でした。ただこういう項目に対してもすぐに対応できる、適応できるという回答結果が出ていますので、ぜひともやっていただきたいと思っています。

実際に行った授業時間数等

を確認しているか？につきましては、「確認している」という学校が96.5%で、たいへんうれしい結果でした。授業が行えなかった場合、振替授業を行っているか？に関しても、「行っている」が70.6%。学校によって差があると思いますが、シラバスがあるかないか、シラバスがあっても月ごとか、コマごとかでもまた違ってきます。私の学校では現在は月ごとのシラバスなのですが、次年度はコマシラバスに挑戦しようと思っています。これは教員にはたいへん負担がかかりますが、16回のコマシラバスを作る予定です。コマシラバスを作るということは、当然それに対する補講をやらなければならなくなりますので、これに対しては補講週間を作るなどして、対応していきたいと考えています。以上簡単ですが、平成19年度調査として、相対意見としてあった「できている」「できていない」というまとめの方をお話しました。

20年度の調査結果

自己点検の実施率は回答校中の64.8%に

続いて「平成20年度 専修学校 学校評価等に関するアンケート調査集計（本書6～9ペー



ジ参照)」についてお話しします。平成20年度のアンケート結果（速報値）が先月中ごろに出ました。ただ、これは数値だけです。東京会場でも数値だけの報告はつまらなかったというご意見をいただきましたが、それはその通りで、今後はこの数値を基にクロス集計をしたりしながら、報告書（本書）を作り上げていきます。

さて、20年度のアンケートは、こういった観点で作ったのかという点、自己評価・自己点検をやっているか、どのように評価しているか、学校関係者評価についてもどのようにやっているか、財務諸表等の公開についてどこまでどうやっているかといった、法律に基づいて現状どこまでやっているかを問うたものです。考え方はそこにあります。ですから最低限法律に書いてあることを踏まえて、それをやっているか、やれていないかという観点です。その概略、アウトラインだけ掴んでいただきたいと思います。

この集計結果については、ぜひご自分の学校の現状と対比してください。

さて、今回の回答件数は696校です。1,647校にアンケートを送付しましたので回収率は42.2%となります。対前年比で10ポイントほ

どダウンしています。そのなかで「貴校では自己点検を実施していますか」という問いに対して、「実施している」という学校が64.8%、「実施していない」という学校が34.9%でした。

「自己点検の結果を受けて、自己評価を実施していますか」という問いには、自己点検を実施している451校のうちの389校、86.3%が「やっている」と回答しています。

次の「自己評価を中心となって行った方は誰ですか」に関しては、「校長」だという学校が41.6%、「教務部長」という学校が23.7%です。教務部長というのは教務責任者という捉え方でよいかと思います。「自己評価の結果を改善に結びつけていますか」という質問には、「結びつけている」が95.6%でした。

ここからが大事なのですが、「自己評価の結果を報告書や書類一式としてまとめていますか」については、「報告書にまとめている」が40.6%です。ちなみにうちの学校ではまだやっていません。今年度やります。さらに進んで、「報告書、書類一式の全てまたは一部を公表していますか」については、「学校関係者のみに公表している」46.1%、「まだ公表していない」

が43.7%。そしてほぼ第三者である「学校関係者および学校関係者以外にも公表している」が5.9%とまだまだ低い現状にあります。今後このポイントは年を経るごとに増えていくと思われます。

続いては「財務諸表等は、原則としてどのように公開していますか」という設問です。結論だけ言うと、学内で閲覧という学校がもっとも多いです。現在のところ、学内で閲





覧できる状態にしているという学校が主流です。今後掲示板や広報誌というふうになっていくと思いますが、現状としては学内での閲覧という状況になっています。

次は「財務諸表等の対象別公開範囲」について伺いました。学校法人立校の場合は、学校の財務諸表を公開しなさいということになっているわけですが（本書2ページ【参考】参照）、これにおいても、誰が、どこに対して、どこまで見せているのかということです。教員とか学生、保護者、卒業生、入学者など、誰に対して公表しているかという対象別の調査になっています。結論からいうと、監督官庁には公表するというポイントが高く、公開しない対象としてはトップがマスコミです。43.3%の学校がマスコミには公開しないと回答しています。次いでその他企業が40.6%、調査会社が39.6%、その他の金融機関が37.3%、就職先企業36.0%となっています。この辺についても、今後細かく分析し、次年度の報告会にてお話したいと考えています。

次は、「学校評価・学校関係者評価のための組織等」です。「学生会はありますか」「学生会の主な活動は何ですか」「卒業生の会（同窓会等）はありますか」「卒業生の会（同窓会等）の主な活動は何ですか」「父母の会（後援会等）はありますか」「父母の会（後援会等）の主な活

動は何ですか」「企業の会（就職後援会等）はありますか」「企業の会（就職後援会等）の主な活動は何ですか」「学校情報を保護者に書面（学校便り等）で知らせていますか」「学校情報を卒業生に書面（学校便り等）で知らせていますか」「学校情報を入学者の多い高等学校等に書面（学校便り等）で知らせていますか」といった質問項目があります。これがなぜ自己点検・自己評価なのかと思われるかもしれませんが、やはり専門学校が幅広い理解や支持を得るには、こうした力も必要なのではないかということで、今回はこういったことも調査内容に入れました。

以上簡単ですが、平成20年度の調査結果についての説明は終わり、ここからは、アンケート調査の自由記入コーナーで意見のあった、「他校の取り組みについても聞かせてほしい」「もう少しわかりやすく自己点検・自己評価について話を聞きたい」というご要望に応え、パワーポイントを使ってご説明したいと思います。

自己点検・評価の目的と 第三者評価への行方

「社会的視点から見た専修学校・各種学校における自己点検・評価の位置づけ」。これは復習になります。平成14年省令の通知では努力義務だったのが、平成19年11月8日省令改

社会的視点から見た専修学校・各種学校における自己点検・評価の位置づけ



正の通知で義務化になりました。ワンランクアップしたわけです。

それでは今後我々はどうやっていけばいいのか。専門学校の自己点検・自己評価の展望に関連して、大学・短大のこれまでの流れを見ると、平成3年に自己点検・自己評価の努力義務化、平成11年に義務化、平成14年に第三者評価の義務化ということで、1条校は第三者評価を義務としてすでに実施しています。一方専門学校では、平成14年によく自己点検・自己評価の努力義務化がなされ、平成19年に義務化となりました。そして平成X年、いつかはわかりませんが、この流れでいくと専門学校も第三者評価が義務化となるのではないかと、私は考えています。

では第三者評価とはどういったものか、簡単にお話したいと思います。まず各学校で自己点検・自己評価を実施します。経常的な自己点検・自己評価・改善活動の実践、記述式で記入し、書き加え、書き直しを続ける。ということかということ、自分の学校の現状についての報告書を作らなければなりません。それを毎年、どう改善してきたか記録した報告書を作っていく、その報告書を第三者評価が見る。それが第三者評価になります。それは統一的な評価基準の下で実施されます。統一的な評価基準というのは、ある決まった項目ということです。私立専門学校等評価研究機構の場合だと、大きく10項目あるなかにさらに中項目があり、最後には300近くの小項目があるのですが、そういった項目に合わせて、できているかできていないかを見るという流れになります。

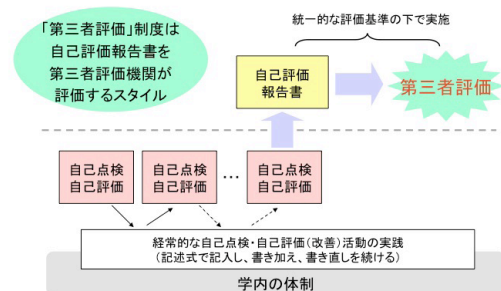
ではなぜ自己点検・自己評価をやらなければいけないのか。病院などいろいろなところで評価が行われています。社会的背景としては、1つは規制緩和との引き換え。大学においては設

置基準を緩和する代わりに点検・評価を求めるといったことがあります。従来よりも自由を与えるけれども、そこは自分たちで点検をしっかりやるようにということ。2つ目はグローバルスタンダードの観点です。高等教育機関が競合する場面では、教育内容の互換性・基準等の問題があります。3つ目として一般的な法則としてです。つまり点検・評価がいまのご時勢の流れになっているということです。情報利用者、

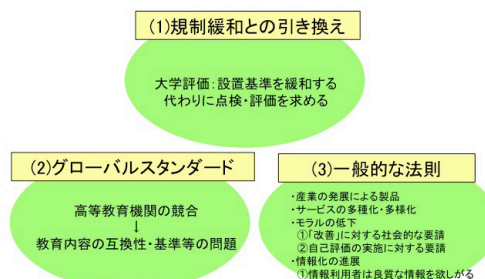
「自己点検・評価」の展望

	大学・短大	専門学校
平成3年	自己点検・自己評価の 努力義務化	
平成11年	自己点検・自己評価の 義務化	
平成14年	第三者評価の義務化	自己点検・自己評価の 努力義務化
平成19年		自己点検・自己評価の 義務化
平成X年		第三者評価の義務化？

【参考】第三者評価とは？



点検・評価の社会背景



入学希望者は良質な情報をほしがります。高校生を主体とした入学者、保護者、高校等はやはり学校のことを知りたいと思います。逆にいうと、「うちはやらない」と頑固な姿勢を取っていると、市場から見放されてしまう。そのような不透明な学校には進学させられないという流れになっていくと思います。

自己点検・自己評価の目的とは何か。この目的を皆さんと共有することはとても大切です。実際やるのはたいへんです。いままでなかった業務が増えるわけですから。しかし国がいうから仕方なくやる、いやいややるというレベルで実施しても、けっして教育内容はよいものにはなりません。しっかり目的を理解したうえで実施してほしいと思います。というわけで、自己点検・自己評価の目的は大きくいうと、消費者保護です。その中身は教育の質・水準の明確化、教育の質・内容の向上、社会的認知の向上、ステークホルダー（顧客・利害関係者）との協同関係の向上、学校選択への利便性提供ということです。自分たちの学校をよくしていくためのものだという思いで取り組んでいかないと、ただただ苦勞の連続だと思ってしまいがちですので、この目的を教職員全員で理解していかなければスムーズに進まないと思います。

自己点検・評価の考え方・捉え方ですが、評価を対象で分類すると機能評価と成果評価があります。機能評価というのは仕組み、プロセスの評価であり、成果評価は結果、到達度を評価するものです。評価の範囲で分類すると、機関評価と専門分野別評価があります。機関評価は対象となる機関全体に係る組織的な評価、つまり学校としての仕組みがしっかりできているかという評価です。評価の対象は相対的に浅く広いというのが特色です。専門分野別評価というのは、専門分野ごとに深く掘り下げていく評価

の仕方なのですが、教育機関の場合は、一般的なのは機能評価であり機関評価です。学校としての仕組みがきちんとできているかどうか幅広く学校全体の組織的な面が見られます。ですからみんなで取り組みましょうということになります。担当者1人がやるというわけにはいきません。

入学がInput、卒業がOutputとした場合、成果評価というのは卒業生を見るということに

自己点検・評価の目的

●消費者保護

- (1) 教育の質・水準の明確化
- (2) 教育の質・内容の向上
- (3) 社会的認知の向上
- (4) ステークホルダー（顧客・利害関係者）との協同関係の向上
- (5) 学校選択への利便性提供

自分達の学校を
良くしていく
ためのもの!!

自己点検・評価の考え方・捉え方とは？(1)

●評価を対象で分類すると

機能評価：仕組み、プロセスの評価
成果評価：結果の評価、達成度評価

●評価を範囲で分類すると

機関評価
・対象となる機関全体に係る組織的な評価
・評価の対象は、相対的に広く浅い
専門分野別評価
・専門分野ごとの評価
・評価の対象は、相対的に狭く深い

教育機関の一般的な自己点検・自己評価は、
機能評価かつ機関評価が主流！

自己点検・評価の考え方・捉え方とは？(2)

	機関評価	専門分野別評価
機能評価	●	
成果評価		

なります。どちらかという教育機関における自己点検・評価というのは、機関の機能の評価、つまり在学中の学校の仕組み・システムがどういうものかというところが見られるわけです。

富山情報ビジネス専門学校の事例

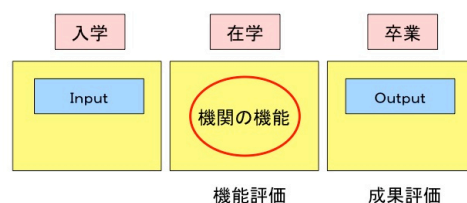
ここで恥ずかしながら、富山情報ビジネス専門学校の自己点検・評価の取り組み事例を発表させていただきます。私の現状のポジションは教務課長で、校長と教員の真ん中にいます。いまどういったことをやっているかの一例として、平成20年度授業満足度アンケートのお話をしたいと思います。

授業アンケートは、きっとほとんどの学校がやっていると思いますが、当校がアンケートを実施する目的は、「知識・意欲・コミュニケーション能力の向上（これは当校の教育目的です）を図るための当校の取組の有効性、妥当性を計り、アンケート結果より改善を行い、教育効果と学生満足度を高める」ことにあります。アンケート形式は、ペーパーによる無記名記述式で性別のみの記入となっています。実施時期は年2回。前期は最終週のクラス活動、後期は1月中旬のクラス活動で実施しています。対象者は全学生で、休学者を除く368名（平成20年5月1日現在）中365名から回答を得、回答率99.2%となっています。対象授業は全授業科目ですが、短期間の特別授業（集中授業）は除いています。

実施集計担当者はジェック経営コンサルタント株式会社で、今年度から外部委託しました。いままで当校では先生が自分の最後の授業でアンケートを配っていたのですが、「先生が目の前にいるところでは正直な思いを書きにくい」といった学生の声が増えてきたため、それならばと、学校が一切介入しない環境でアンケート

をとることにしました。確かに費用はかかるのですが、もっとよくしたいという思いで外部委託に踏み切りました。集計方法は全体集計・クロス集計。また今年度から自己点検自己評価委員会を作り、私が委員長を務め、報告書を作成しています。開示については、学生には原則すべてですが内容を考慮する。非常勤講師においては、非常勤講師の個人結果を必要に応じて見せることにしています。教職員についてはすべ

自己点検・評価の考え方・捉え方とは？(3)



富山情報ビジネス専門学校の自己点検・評価の取り組み事例

「平成20年度」授業満足度アンケート

目的	知識・意欲・コミュニケーション能力の向上を図るための当校の取組の有効性、妥当性を計り、アンケート結果より改善を行い、教育効果と学生満足度を高める。
アンケート形式	ペーパーによる無記名記述式(性別のみ記入)
実施時期	年2回(前期は、最終週のクラス活動、後期は1月中旬のクラス活動)
対象者	全学生 ※全学科学生(休学者を除く) 368名(平成20年5月1日現在) 回答者数:365名、アンケート回答率:99.2%
対象授業	全授業科目(集中授業は除く)

授業満足度アンケート

2008年 前期

男性・女性

1年 高度情報システム学科

- ・この授業アンケートは学生の皆さんの意見を聞くことにより、授業や実習内容をより良くする事を目的にしています。
- ・授業を改善するために、みなさんの真面目で率直な回答をお願いします。
- ・この回答により、個人の不利になるようなことはありません。
- ・アンケートの結果は集計処理された後、学生の皆さんにお知らせします。

各質問項目1～6に対するあなたの評価を該当欄に1～6で記入してください。

- [1] 100% (例外なく常に、または、完全に)
 [2] 約75%、または、[1]と[3]の間くらい
 [3] 約50% (10回のうち5回位)
 [4] 約25%、または、[3]と[5]の間くらい
 [5] 0% (全く不十分、全くなし)
 [6] 答えようがない、どう答えてよいかわからない

【質問項目】

- Q1 授業内容は興味深く、学習意欲をかきたてられた
 Q2 先生は授業において教科書や資料・教材を有効に活用していた
 Q3 先生の説明や指導は分かりやすく適切であった
 Q4 先生は学生からの質問に対して適切に対応していた
 Q5 先生の時間配分と進行ペースは適切であった
 Q6 毎回の授業の目標・課題は明確であった
 Q7 先生は授業規律(授業開始終了時間、授業開始終了時の立礼、私語・居眠り・飲食・携帯電話マナー違反の禁止・注意、授業終了後の机やその周辺の整理整頓など)を守っていた
 Q8 先生は、皆さんの授業の理解度を確認するため定期的に課題をだしたり、小テストを行っていた
 Q9 あなたは授業内容を理解し十分身につけることができた
 Q10 科目に対する総合的満足はどのくらいか

授業コード	科目名	担当講師	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9
	コンピュータ概論IA										
	コンピュータ概論IB										
	プログラム設計IA										
	MS Visual BasicIA										
	DB入門IA										
	情報処理演習IA										
	PBLIA										
	ワープロIA										
	データ管理IA										
	コミュニケーション能力・職業人意識IA										
	ビジネスマナーIA										
	計数・計算IA										
	職業人意識・社会人常識IA										

■授業において感じていることを自由に記入してください。
 (例：授業で良かった点・改善してほしい点、時間割、など)

平先生は厳しすぎる」と書かれました。そういうことも全部公開しています。

実施の流れですが、今年度の授業満足度アンケートの計画書が5月中旬にようやくできました。これは遅すぎます。反省点です。6月中旬にアンケートが完成し、教職員・非常勤講師・学生に開示しました。これもやはり遅すぎます。年度当初にこういったアンケートをやるかを公表しなければならなかったと反省しています。7月下旬に前期授業満足度アンケートを実施し、8月に集計開始・完了。10月中旬に学生・非常勤講師・教職員への集計結果の開示を行いました。そしてまたこれから後期の授業満足度アンケートをやっていくための実施計画を立てています。

平成20年度授業満足度アンケートにおける改善事項です

て開示し、個人的な〇〇先生はどうだといった内容も、当校ではすべて開示しています。私はしつけ係のようなこともやっていますので、「小

が、まずアンケート内容の見直し、外部機関委託によるアンケート実施、アンケート結果に基づく早期フィードバック、アンケート結果に基

「平成20年度」授業満足度アンケート

実施・集計担当者	ジェック経営コンサルタント株式会社	
集計方法	全体集計・クロス集計 (学年別、学科別、男女別、常勤非常勤別)	
報告者作成	自己点検自己評価委員会	
開示について	学生	原則すべてであるが、内容を考慮する
	非常勤講師	非常勤講師個人結果、必要に応じて
	教職員	すべて開示
	上記以外	ホームページにて報告書をアップ

「平成20年度」授業満足度アンケート

実施計画

時期	内容
5月(中旬)	・計画書作成、完成
6月(中旬)	・アンケート完成(教職員・非常勤講師・学生に開示する)
7月(下旬)	・前期授業アンケート実施
8月	・集計開始、完了
10月(中旬)	・学生、非常勤、教職員への集計結果の開示
1月(中旬)	・下期授業アンケート、卒業学年アンケート実施
3月(中旬)	・学生、非常勤、教職員への集計結果の開示
3月(下旬)	・アンケート集計結果の分析開始、報告書(改善案)の完成

づく教員の振り返りと今後の対応策の記載。そして法令に基づいて学生・学校関係者・第三者への開示ということです。

恥ずかしながら細かくいうと、まずいままでのアンケート内容は学生自身の授業態度についてであり、先生の授業そのものに対する内容ではなかったのです。たとえば平成16年の授業アンケートは、「授業には意欲的に取り組みましたか」「授業の課題は提出しましたか」「授業中ノートやメモを取りましたか」「予習復習をしましたか」「ニュースに関心がありますか」「教科書以外の専門書、専門雑誌を見ましたか」「専門科目のなかで興味をもって取り組めた授業を最大3つあげてください」「興味を持てなかったのは？」等々。ここで共通しているのは、授業アンケートではなく、「学生のあなたはどうかでしたか」という視点に立っていることです。今年度からは、ずばり視点を学生から教員自身に変えたものにしました。

そして今年度からの授業アンケートでは、まず質問項目の1番目が「授業内容は興味深く、学習意欲をかきたてられましたか」。これは先生に対する質問です。いままでは、学生であるあなた自身がノートをとったのかとか、新聞を読んだのかといった内容だったのが、先生自身に対してこうだったかと聞いているわけです。ほかの質問も「先生は授業において教科書や資料・教材を有効に活用していたか」「先生の説明はわかりやすかったか」「先生は学生からの質問に丁寧に対応していたか」「先生の時間配分と進行ペースは適切だったか」「毎回の授業の目標・課題は明確だったか」といった内容になっています。また当校では授業規律に取り組んでいて、授業の開始と終了時の立礼や、机やその周辺の整理整頓などに力を入れているのですが、そういったことをきちんとやったかとか、

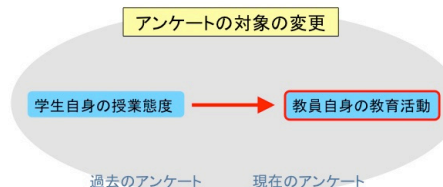
また「先生は皆さんの授業の理解度を確認するため、定期的に課題や小テストをしたか」といった質問内容にしました。

教務担当者としてはもっとも聞きたいのは「先生は皆さんの授業の理解度を確認するため、定期的に課題や小テストをしたか」といったところです。学生を最後の期末試験1回だけで評価するというのはかわいそうなので、ターム、期間ごとに試験をして、そこで成績が悪かった

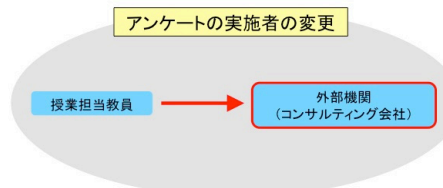
平成20年度「授業アンケート」における改善

- (1) アンケート内容の見直し
- (2) 外部機関委託によるアンケート実施
- (3) アンケート結果の教員への早期フィードバック
- (4) アンケート結果に基づく教員の振り返りと今後対応策の記載
- (5) 学生、学校関係者、第三者への開示

(1) アンケート内容の見直し



(2) 外部機関委託によるアンケート実施



学生に対してフォローしていくという姿勢でやっていきたいと当校では考えているので、その点をきちんとやっているかどうかという質問です。

アンケート結果の

早期のフィードバックが重要

よく授業アンケートではどんな質問をしたらいいのかと聞かれるのですが、どういう質問がいいということではなく、各学校でどのような教育を展開したいのが考え方の基本だと思います。うちの学校はこういう教育をしていきたい。それに対してきちんとなされているかというものなので、第三者評価にもありますが、まず学園理念や教育目的がしっかりあるかどうか。そしてそれを教職員みんながしっかり認識しているかどうか重要なのだと思います。そういった考えがしっかりしたうえで、はじめてアンケートができていくものだと思います。ですから各学校によってアンケート内容は当然違ってきます。ここで紹介したのはあくまでの当校の例ですので、これがどの学校にとってもよいというわけではないと思っています。

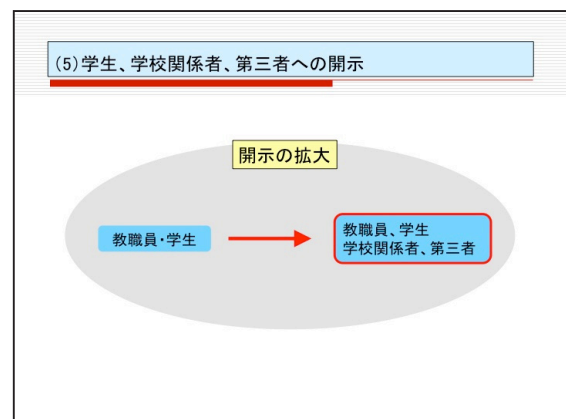
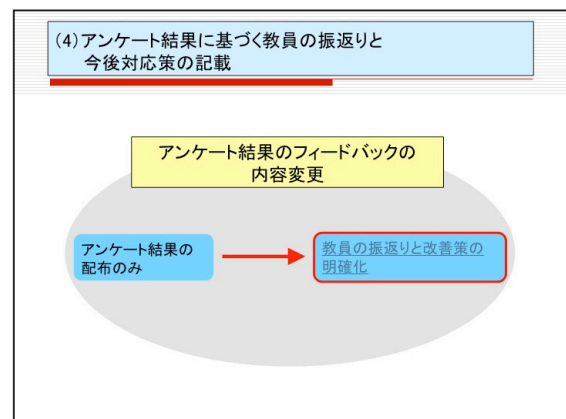
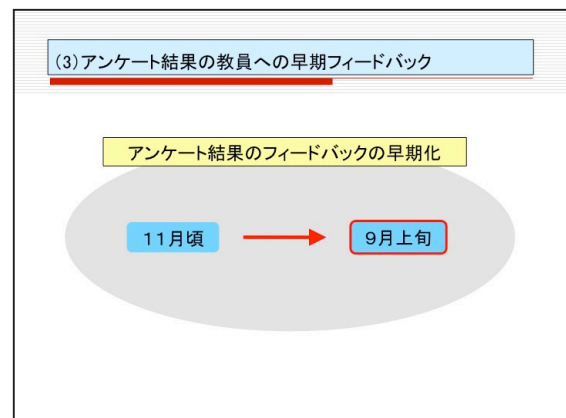
このようにアンケート内容を見直しました。また外部機関にお願いしたことで、学生たちも答えやすくなったといっています。

それから改善事項でよかったのは、アンケート内容のフィードバックの早期化です。いままで教職員がやっていたのですが、忙しいため、夏休み前のアンケート結果が、11月ごろに出てきていました。しかし11月ではもう後期に間に合わないわけです。外部委託することによって9月上旬にはフィードバックされることになり、後期に反映できるようになりました。

また、いままでは出た結果を各先生に渡ししておしまいでした。あとは各自この結果を見て、

感じて、改善につなげてくださいということだったのですが、今年度からは、少し厳しいのですが、振り返りと改善策の明確化に取り組んでいます。

たとえば1.7とか4.1とか数字で質問項目ごとにアンケート結果が出ます。当校の場合、ポイントが低いほうがよい数字、満足度が高いことになるのですが、その一覧の下に「教員の振り返り」「教員の改善策」という欄を設けまし



た。アンケート結果を受けて教員自身がどう感じるか、それに対して今後どう改善していくかを記入する欄です。そこまで教員に求めるようにしました。いままで渡して終わりだったものを、渡して、「教員の振り返り」「教員の改善策」を書いてもらって、それを回収し、それを報告書として学生にも開示しています。これが法令に基づくものですから、開示の拡大というところではあります。

当校には、常勤、非常勤合わせて約80人いるのですが、やはりいろいろな先生がいます。よい例としては、アンケート結果の総合満足度が1.5ポイントと満足度の高い先生でも、絶えず振り返りながら、今度はこうしていきたいという熱い思いをもっておられる先生は、「教員の振り返り」「教員の改善策」の欄に反省点、意欲、改善策がしっかり書かれています。一方、総合満足度4.1ポイントと学生の満足度が低い先生の「教員の振り返り」「教員の改善策」欄はたった1行です。非常にさびしいです。これによっても当校の教務の問題点が出てきます。そういう先生への指導、話し合いが必要になりますし、どう底上げしていくかという課題が浮き彫りになったわけです。

当校の質問の観点は10あります。1 授業内容、2 授業教材、3 教授方法、4 授業対応、5 授業運営、6 授業内容の明確化、7 授業規律、8 プロセス管理。これは先ほどふれた「先生は皆さんの授業の理解度を確認するため、定期的に課題やテストを出しましたか」ということで、とても重要視しています。そして9 授業理解、10 総合満足です。あとは自由意見も記入してもらっています。

アンケート結果を常勤と非常勤で対比してみました。結論からいうと、たとえば「授業内容は興味深く、学習意欲をかきたてられたか」と

いうことに対して、非常勤の先生のほうが満足度が高かったのです。常勤のほうが学習意欲がかきたてられないという結果が出ました。これはお恥ずかしい限りです。「先生は授業において教科書や資料・教材を有効に活用していたか」についても、非常勤の先生のほうが活用していたという結果でした。私たち教職員は専任教員として教えるプロだと自負していたのですが、真摯にこの結果を受け止めなければならま

振り返り記入例(良い例・悪い例)

項目	(良い例)	(悪い例)
総合満足度	1.5ポイント	4.1ポイント

（注：上記はアンケート結果の抜粋です。実際のアンケート結果は、各項目の満足度を1～5ポイントで評価し、総合満足度を算出します。）

質問の観点

アンケート
設問

- 1. 授業内容**
＝授業内容は興味深く、学習意欲をかきたてられた
- 2. 授業教材**
＝先生は授業において教科書や資料・教材を有効に活用していた
- 3. 教授方法**
＝先生の説明や指導は分かりやすく適切であった
- 4. 授業対応**
＝先生は学生からの質問に丁寧に対応していた
- 5. 授業運営**
＝先生の時間配分と進行ペースは適切であった

質問の観点

アンケート
設問

- 6. 授業内容の明確化**
＝毎回の授業の目標・課題は明確であった
- 7. 授業規律**
＝先生は授業規律(授業開始終了時間、授業開始時の立礼、私語・居眠り・飲食・携帯電話マナー違反の禁止・注意、授業終了後の机やその周辺の整理整頓など)を守っていた
- 8. プロセス管理**
＝先生は、皆さんの授業の理解度を確認するため定期的に課題をだしたり、小テストを行っていた
- 9. 授業理解**
＝あなたは授業内容を理解し十分身につけることができた
- 10. 総合満足**
＝科目に対する総合的満足はどのくらいか

せん。そこで研究授業をやるのかとか…。ただ先生方が嫌がられるので、私も辛い立場にあります。ではどうするのかといったときに、アンケート結果というデータで現実を提示して、それに対してどうするのかという話になっていきます。ですからここでも当校の課題が見えてきました。

一方で、授業規律の設問については常勤の取り組みがポイントがよく、非常勤のポイントが悪いので、今後講師会等で非常勤の先生には、この部分を強くお願いしなければいけないと思っています。

このようにアンケートを取り、いろいろな角度から見ることによって、絶対に学校の問題が見えてくると思います。それにはやはり真剣に改善しようという思いがないと、せっかくの集計結果の数値も読み取れないと思います。ようはやるという気持ちです。これがあればいろいろな対応策、課題が出てくると思います。

当校の授業アンケートにおける反省と課題は、まず学生評価の該当項目については、答え方に「どちらともいえない」というのがあり、これはよくなかったのではという反省があります。また先ほど少しふれましたが、アンケート内容の開示の遅れもありました。またプロセス管理の機能不全。これは学生の理解を確認するための課題や小テストがしっかり行われていないという課題です。学校運営に関することについても課題が見えてきましたので、今後、こうした課題に取り組んでいこうと考えています。

自己点検・評価は 競争に勝つカギに

今後、自己点検・自己評価を学校全体で進めていくには、どのようにやっていけばいいか。まずは絶対にトップの理解が必要です。トップ

の方々がこれはとても必要なものだ理解し、そして学内で共通理解と共有を図ることです。あとは実践です。プラン、改善策を立てて具体策をどうやっていくか。それを自己点検や外部評価によってチェックして、またそれをどうやっていくか。このPDCAサイクルをひたすら回していくのが、自己点検・自己評価です。たとえば学内に自己点検自己評価委員会に設置して、実践ということです。実践しかありません。

自由意見の吸収

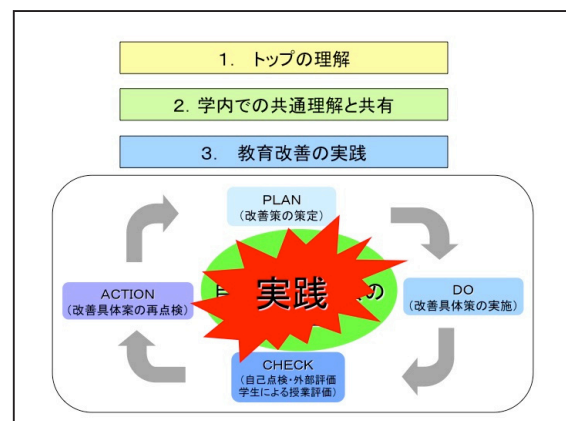
● 設問＝意見や要望などについて

授業において感じていることを自由に記入してください。

(例:授業で良かった点・改善してほしい点、時間割、など)

「授業アンケート」における反省と課題

1. 学生評価の該当項目
2. アンケート内容の開示の遅れ
3. プロセス管理の機能不全
4. 学校運営に関すること



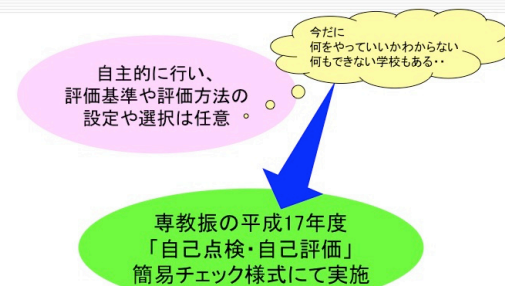
自己点検・自己評価の今後の対応ですが、文部科学省は「自主的に行い、評価基準や評価方法の設定や選択は任意」、つまり好きなようにやってくださいといっています。でもそういわれても、いまだに何をやっていいかわからないという学校も多い。そこで専教振の我々の委員会で、平成17年度に「自己点検・自己評価」簡易チェック表を作りましたので、まずはそれをやってみてはどうかと思うのですが、ただ現在ではこれだけではもうすでに弱いです。

そこで、専門学校唯一の第三者評価機関であるNPO法人「私立専門学校等評価研究機構」の評価基準項目を参考にされたいのではないかと思います。その評価基準項目は大項目10、中項目46、小項目約300あります。ただそれはある程度皆さんが学校でやっていることなので、○×をつけるなかでまずは現状を理解されてはどうかと思います。当校は富山県でありながら、この東京のNPO法人「私立専門学校等評価研究機構」に5月に入会しました。その基準書に従って取り組んでいる最中です。

まとめとして今後の学校運営についてです。これまでの専門学校が一生懸命学生確保のために新学科設立に取り組んできました。これが学校運営における「攻め」です。それに対して自己点検・自己評価というのは「守り」だと私は思っていますが、最近では、実はこれも「攻め」なのではないかとも考えるようになっていきます。東京のある専門学校は、すでに第三者評価を受けたという実績をホームページにアップし、高校などに強くPRしていますし、そのチラシをもって高校訪問を行ったりしているそうです。自己点検・自己評価というのは、ある意味「攻め」なのではないか。従来からの「攻め」の部分とバランスよくやっていくことが、今後の教育機関として、競争社会に勝ち残るための



自己点検・評価の今後の対応(1)



自己点検・評価の今後の対応(2)

しかしながら...

平成17年度専教振「自己点検・自己評価」簡易チェック様式では弱いのではないかと...
もっと深く、踏み込む必要があるのでは

そこで

専門学校唯一の第三者評価機関である
NPO法人「私立専門学校等評価研究機構」の評価基準項目を
参考にしたいのでは

その評価基準項目とは

大項目 10 中項目 46 小項目 約300

まとめ 今後の学校運営は



教育機関として競争社会に勝ち残れる!!

カギなのではないかと思っています。

自己点検・自己評価というのは、私は「着実に、そして確実に」だと思っています。これは今日、明日すぐにできるものではありません。着実に、そして確実にというスタンスでやっていかないと、自己点検・自己評価はなかなか長続きしないと思います。

最後になりますが、皆さんぜひここでお話を聞いていただいて、ぜひ学校でやっていってください。いろいろな反対もあるかもしれませんが、*“Yes we can”*、我々はできるということで、強い志をもって学校で実践していただきたいと思います。以上で私の話を終わります。



評価機構のあり方と運営

— 専門学校等第三者評価の現状と今後について —

平成20年12月2日／大阪市・大阪ガーデンパレス

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

学校評価検討委員会委員、第二調査部会副部長

関口 正雄（東京都・東京スポーツ・レクリエーション専門学校 校長）

今日は、評価機構の一員として、第三者評価システムの現状と今後の動向、そして評価機構の将来像、また皆さんがこれから第三者評価に取り組むときに、どんな準備や方向付けをすればよいのかといった内容についてお話したいと思います。

まずは第三者評価について現在にいたる状況を確認しておきたいと思います。

平成19年度に自己点検・自己評価が義務化されましたが、専修学校にそれをどのように適用するかについては、不透明な部分がまだかなり残っています。自己点検・自己評価から踏み込んで、学校評価といわれる段階も示されており、小学校を例にとれば、評価員については保護者や関係者、いわゆるステークホルダーといわれる人たちや、外部者として大学教授などの識者も入っています。内部者による自己点検・自己評価より、一步踏み込んでいるという点は確かにあります。

しかし、基本的には第三者評価という段階にはまだ到っていないというのが現状だと思います。

ご承知のとおり、自己点検・自己評価はあくまで自主的に行うものです。どういう評価基準、どういう方法で行うかについては、本来それを行う学校に任されているというのが原則です。したがって、平成初頭のころの大学等の自己点検・自己評価のときにも、基本的には自主

的に評価基準を定めようということから発したわけです。しかし大学の方たちから「それではよくわからない」「どうやればいいのか」「なにを基準にすればいいのか」という声



関口 正雄 氏

があり、「それではこんな評価項目でどうですか」というものが結局出てきてしまった。進め方についてもガイドラインが出てきたという経緯があります。

第三者評価の方はといいますと、始まりは古く、戦後すぐにできた大学基準協会において行われていました。その後、学位授与機構ができ、大学等については第三者評価が義務づけられたのです。各大学が自分の学校を自己点検・自己評価した結果に対して、外部の第三者評価を行う機関が評価を行うという形になっています。本来の自主的な自己点検・自己評価と違うところは、評価基準を第三者評価団体が定めている点です。これに基づいて自己点検・自己評価を行った結果を提出してもらい、それを第三者評価団体が内容を精査し、さらに外部者としての評価を行うというところです。ですから構

造や方向が違っています。この点をまずご確認いただきたいと思います。

また、第三者評価を巡る環境としては、ご承知のとおり、文部科学省において職業教育を目的とする新たな学校種を検討中ということで、この検討会議（「専修学校の振興に関する検討会議」）はさきごろ終了しました。そして次に中央教育審議会（中教審）において議論されることが決まっているようです。中教審では、一定の結論が出るのは間違いない。私が言うのは予断になってしまいますが、なんらかの新しい学校種ができる可能性は非常に強まったと思います。中教審での審議が1年半かかるか2年かかるかわかりませんが、その先に職業教育を目的とする新たな学校種（専修学校制度はそのままで）の創設が現実味を帯びてきました。

検討会議の報告書を読むと、その枠組みについてのいろいろな議論はあったけれども、当初の検討会議の方向性からあまり大きく変更はないようです。では最初にどんなことが言われていたかという、経常費の助成をすとか、第三者評価は必須ということが示されていたわけです。その流れからいくと、1年半もしくは2年後に新しい学校種の設置基準が定められる中に、第三者評価は必須になりそうです。

そういう動きがありますので、ここへきて自己点検・自己評価の義務化と新しい学校種における第三者評価というところが相まって、皆さんにもある種の緊張感が高まっている状況だろうと思います。

構想懇談会の提言をきっかけとした 評価研究機構の立ち上げまでの経緯

平成16年度に専門学校の第三者評価を行う団体第1号として、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構ができました。平成17

年度に評価システム・評価基準等を検討して完成させ、平成18年度はその基準に基づいて5校ほどのモデル事業を行いました。さらに平成19年度からは本番の第三者評価事業を行うことになり、医療系を中心に8校、そして今年度は音楽系やデザイン系の学校も含めて7校ということで、徐々に内容が固まってきた状況です。

評価機構に入会すると5年以内に第三者評価を受けていただかなければなりませんので、当初からの会員校約100校のうちのかんりの学校については、残り3年間で受けていただくこととなります。

評価機構立ち上げまでの経緯を振りかえって見ましょう。出発点は、本日の研修会を主催されている(財)専修学校教育振興会の平成5年度・6年度「専門学校の自己点検・評価に関する調査」実施報告書にあったと思います。そこでは、大学等の自己点検・自己評価の動きを受けて、専門学校について自己点検・自己評価に関する研究と大規模なアンケート調査を実施し、その結果が報告されています。その際、自己点検・自己評価の項目をどうするかが、非常に詳細に検討されていました。後に東専各協会で第三者評価基準を検討した際にも、これがとても貴重な資料になったのです。また第三者評価をどうするかについても検討されたようです。報告書で





は、第三者評価への流れは中長期的には避けがたいものだけでも、平成5年の段階では、時期尚早だという結論になっています。

その後、専修学校設置基準における自己点検・自己評価の努力義務化の明示（平成14年）ということがありますね。

そうした自己点検・自己評価についての動きを受け、初めて第三者評価への取り組みを提唱したのが、平成15年の専修学校構想懇談会報告『専門学校の新たな取り組み』です。東京都と東専各協会では、経済界をはじめ各界の識者、大学の先生も委員に含めて専門学校の将来像を検討する専修学校構想懇談会を発足させ、産業界の職業教育への要望を踏まえ、高等教育におけるあるべき職業教育についてまとめた提言を行いました。その中身は大きく2つあります。1つは専門学校は産業界の要望に応え、職業教育の高度化に対する体制を整えるべきだということです。専門学校を終えた学生が、さらに職業教育を勉強する高度な機関を創設しようという提言でした。そして、もう1つが、高度化の要請に耐えうる存在としての専門学校の、社会的認知を高める方法として、第三者評価に取り組もうというものでした。

高度化についての提言は、高度専門士の称号を付与する4年制課程、大学院の入学資格等々の制度面の地位向上に貢献したと思います。第

三者評価については、提言の具体策として、平成16年度の評価機構の立ち上げにつながったことになります。自己点検・自己評価の流れから、高度化、あるいは専門学校がいろいろな行政上の変化に対応して動いてくるなかで、第三者評価の動きも顕在化してきているということです。

さて、評価機構の行う第三者評価の内容についてはポイントだけ確認をしていきたいと思います。

まず、第三者評価の目的です。私たちが一番意識していたのは、専門学校の社会的認知の向上です。実際に、高度専門士の大学院入学資格の議論のときに、すでに評価機構を立ち上げて第三者評価をモデル事業で行っていることが、たいへん有効に働きました。行政に対して、専門学校が第三者評価に取り組んでいるということは、たいへん説得力がありました。さらに保護者や高校の先生方にも、認知という点でアピールしていかなければならないと思います。

また目的としては、学校選択への利便性提供という点も入ってきます。専門学校の第三者評価が広く実施され、その結果が公開される状況になるとすると、どの学校がよい学校かがよく分かるだろうとの期待は当然のことです。ただその評価結果が、5段階評価のようなランキング的なものにつながるものだとも最初から受け止められてしまうと、非常に危険を伴います。そもそも最初にこの第三者評価によって知ってもらいたいのは、専門学校はいろいろなことにしっかり取り組み、とりわけ教育の面では、各校が独自の取り組みを行っていることなど、専門学校の実情にあるからです。それらの具体的な取り組みに関心をもっていただき、「専門学校ってこういう中身なんだな」「意外とやっているじゃないか」あるいは「学校にはさまざま

あるんだな」という文脈のなかで、専門学校の第三者評価を受け止めてもらいたいと考えていたわけです。最終的な結論としての端的な評価結果だけを急がれることに対して、非常な危険を感じたわけなのです。

そういうことはもう少し先のステップで行っていきますからということで、今までやってきています。しかし最終的には学校選択への利便性の提供ということも、やはりニーズは大きいのですから、これに応えていかなければいけないということです。

大項目 10、中項目 46、小項目 123 など 5 階層からなる評価機構の「評価基準書」

第三者評価の核は「専門学校等評価基準書」です。評価を受ける学校は、この基準書に基づいて自己点検・自己評価を実施し、機構に自己評価報告書を提出します。評価する機構側もこの基準書の評価基準によって報告書と資料を吟味していくわけです。

評価基準は、まず大きな評価領域として「教育理念」から「社会貢献」までの 10 の領域（大項目）を定めています。この大項目ごとに、具体的な点検事項を示した項目がそれぞれ決められています（点検中項目）。中項目は合計で 46 項目になります。さらに中項目の点検内容を詳細に定めたものが、小項目です。小項目は、全部で 123 あり、大項目から数えて第三階層にあたります

次に、123 の小項目について、どのような評価の観点を持てばよいかを解説した「評価の観点」がそれぞれに 1 つから 3 つ程度付いています。これが階層的には第四階層ですね。まだあります。実際に点検作業として何を確認し、作業としてどうすればいいのかについて、小項目ごとにこういうドキュメントがあるとか、

こういう会議の実態があるとかかいうように、チェックリストを付けています。この「評価チェック項目」が最下層ということで、「大項目、点検中項目、小項目、評価の観点、評価チェック項目」の 5 段階の階層になっています。最終的に第二階層の点検中項目を評価領域区分として、自己点検・自己評価をまとめて書いてもらうことになります。

専門学校ならではの観点となる

育成人材像に対する教育評価の明確性

さて、こうした評価基準はどこから持ち込んでくるのかということがあります。評価基準の考え方、評価思想は何か？という重要な点ですね。最終的に評価項目の源となった観点は 3 つあります。

第一は「法令・設置基準をクリアしているかどうか」。これは当然ですが大事な観点です。第二は「一般に高等教育に求められる事項や水準を満たしているか」という観点。たとえば設置基準にはなくても、「専門学校の教員であれば常にその分野の先進的な、現場的なことについて、鮮度を落とさないために学習をしているはずだ」と、保護者や高校の先生をはじめ世間では思うわけです。それについてはとくに設置基準に書かれているわけではありません。しかし、この例のように、高度な職業教育を行う学



校なのだから当然こうだろうと思うであろうこと、また我々として思われてしかるべきことという観点を重視しています。

「法令・設置基準をクリアしているか」と「一般に高等教育に求められる事項や水準を満たしているか」という、この2つの評価基準の源については、実は評価の原点であり、大学と共通しています。大学と同じように、専門学校も高等教育機関として法令・設置基準にきちんと対応している、必要なことにしっかり取り組んでいることを示すことは、専門学校の第三者評価の目的からして当然のことです。

さて、高等職業教育機関としての専門学校に特徴的な評価基準の源は、「学校・学科に対応する専門分野の業界・職種における人材要件に基づく教育であるか」というところです。つまり、教育についての評価の観点が専門学校の内側にあるのではなく、各学科がめざすべき業界における人材像にあるのです。学校の外の業界における人材像・人材要件に向けた教育を行っているかというのは、専門学校に特有の評価基準です。たとえば大学の文学部や法学部の場合、学生の卒業後の職業で求められる知識・技術や人材要件を括りだし、それに基づいた学部・学科の教育をしているかということは、教育の評価基準にはなりません。技術系の学部・学科の教育であれば、一部そういうことはあるかと思いますが、大学はそれ自体完結した学問体系、あるいは1人ひとりの先生が実現している学問の体系のなかで教育が成り立っていることが基本です。自分たちの学校の枠のなかに育成目標があって、枠の外の業界の側に育成目標があるわけではないのです。

機構の行う第三者評価の大きな特徴は、「教育評価の明確性」にあります。ひとつはいま述べた点、教育の方向性の明確さです。1つひと

つの学科がもっている業界・職種における人材像・知識・技術というものに、学科の教育が明確に方向付けられているかという点です。

次は、教育到達レベルの明確性です。いま3年制、4年制に在籍している専門学校の学生数は、全体の35%を占めるまでになっており、修業年限の長期化がどんどん進行しているわけです。高度専門士の称号が付与されたこともあり、とくに4年制の学科が増加しているという状況があります。

修業年限が長期化あるいは多様化してくると、教育到達レベルのアカウンタビリティ、つまり業界が示している人材像のうちの2年制だったならここまで教育する、3年制だったならここまで、4年制だったならここまで教育するということが、本来は言えなくてはいけないということになります。4年制の学科をもつ学校の方々は、2年制とどう違うかは、入学案内でもいろいろ書かれていると思います。4年制だったならゴールに対してここまで教育するということを、人材要件がこうだからそのうちのこの人材要件についてはここまでのレベルというように、細かく語れば語れるほど、その学校の教育設計がしっかりしているということになるのだらうと思います。

最後には、明確な教育機能の有無です。2年制のゴール、3年制のゴール、4年制のゴールというように定めたときに、そのゴールに向けて入学を許可した人たちを、基本的な個人差はあってもそこまで押し上げていく、到達せしめる教育機能を持っていると明確に示すことが出来るかという点です。ここまで教育の中身について具体的に示すことができれば、大学とは決定的に異なったこの第三者評価になると思うのです。

学校評価への取り組みを前提とした

学校の考え方は2つに分かれる

それでは皆さんが、評価機構誕生の展開や第三者評価の考え方、内容を踏まえて、自分の学校について今後どういう考え方をされたらよいのかについて、少しふれたいと思います。

考え方としては2つあると思います。1つは自己点検・自己評価を自分たちなりに行って、その結果としてそろそろ第三者評価を受けてもいいだろうという進め方。もう1つは、最初にゴール設定し、何年かけてやるかを決めて動くという進め方です。これは経営的にいえば中期の事業計画を策定するのとほぼ重なる作業になってくると思います。そう簡単に、財務的な問題であれ、人が関わるさまざまな課題を一朝一夕に変えていくことはできないですし、お金にも関わる話だと思います。また組織体制の改革も必要ですし、なによりも学生募集についての読みがいちばん影響すると思います。

そうすると、ゴール設定をして、そこまでどのようにたどり着くか、改善事項を改善していくかを事業計画の一環として設定することが、いちばん実効性がある方法ではないでしょうか。

評価機構の作る自己点検・自己評価の標準ブックというものがあります。そこに第三者評価における評価基準と下位レベルである小項目、評価の観点、評価チェック項目も含めた、評価基準そのものが全部入っています。私がお勧めしたいのは、このハンドブックを入手して、それをざっとでかまいませんので、幹部や担当者の方たちで試してみて、これはいけそうかどうかというようなことをチェッ

クしてみるのがよいのではないかと思います。

つまり、これは第三者評価と同じ評価基準ですから、それで現状チェックをすれば、第三者評価を受けるにあたっての課題のいくつかははっきり見えてくると思います。それを3年あるいは5年かけて、クリアするところまで改善していくという計画を立てて動くほうがよいのではないかと思います。

目標を立てて気になる項目について改善していくことが大切だと思います。評価する側もそうした取り組みのプロセスを重視するからです。

たとえばある分野の平均退学率が仮に15%とします。ところがいまの段階でチェックしたらうちの学校の退学率は18%くらいだから、15%をクリアするように今後3年間の行動計画を立てたとします。結果として3年後には15%まではいかなかったが16%まで改善したというときに、この評価が否となるかという、必ずしもそうではない。平均値そのものが絶対基準ではありません。実際に評価担当部会の議論をみていると、18%から努力して16%になったというときには、15%の平均値をクリアしていないからといってそのまま否にはならない





ということもあります。しかし仮にその学校の退学率が30%とかという割合であれば、努力した事実が認められても、標準値との乖離がありすぎますから、これはそのまま否とならざるを得ないということです。

機構の評価は、学校の実情に照らして、しかし指標は明確に出しながら可にするのか否にするのかという議論を行っているというようにお考えください。私が言いたいのは、3年先、5年先を目標に行動計画を立て、実行していると、評価の目標までには達しないけれども、なんらか改善動向が表れてきているという段階で、第三者評価を受けるかどうかを検討できるのではないかと思います。

学校規模への配慮ということもあります。中項目の人事関係のところの小項目に、たとえば昇進昇格制度が整備されているかという項目があります。規模の小さい学校では、昇進昇格制度は必ずしも必要ないかもしれません。実際にその学校の現状で必要でないものを評価対象にすることはないわけです。ですから小規模校であれば、小項目で挙げてある細かい評価基準に全部対応しなければならないということはないと思います。しかし本当に必要とされることにどのくらい取り組んでいるのかを問うているのだとご理解ください。

すでに動き出している機関評価と

本格実施が期待される専門分野別評価

今後の評価機構、評価システムの動向についてですが、いくつか課題があります。評価システムについては大きく3つの課題があります。

1つは「可」「否」という評価の表現です。私が評価担当部会の協議を傍聴してきたなかでは「可」に差がある。「可」か「否」かというところ、一応基準はクリアしているのだけれども、ものすごくきちんとやっていてこれは誰が考えても素晴らしいという「可」と、いろいろ検討したけれども、これはなんとかクリアしているということにできるのではないかと「可」の、明らかなレベル差が「可」のなかにある。今後「可」を「良」と「可」にするのかどうかはわかりませんが、少し段階分けしていくことが、経験上できるだろうというところにたどり着きそうです。ですから現実にはやってみた結果として、少なくとも「可」は2つくらいのレベルに分かれるのが適当だというのが、評価者全体の感想です。これをどうするかが1つの課題です。

2つ目は評価手法について、定量的な評価、つまり退学率や就職率、資格取得率など、かなり広い範囲で示せるようなものについては、それに対してどうかという形で議論することはできるのですが、定性的なものがかかなりあります。そのときに基準をクリアしている、していないということを、どのように議論していくのか。議論の進め方についても、いろいろ確立しなければいけません。いま基本的に定性的な問いがあったときに、そういう問いに対応する事実はどうかを確認します。その次に、その事実の有無に関して、規模や分野など学校の事情はどうなのかを検討してみます。そのうえで、当の学校はどう自己評価しているのかを取り上げます。

たとえば、〇〇制度があるかと聞かれたときに、なかったとします。学校が出来てまもなく組織整備について着手したばかりだからその制度はないという回答になった。では学校側の「制度がない」ということに対する自己評価が、完全にそれでいいんだとしているのか、これは早急に取り組まなければならないと判断しているのか、といった学校側の事実の捉え方を次に問題にしていきます。そのように各担当部会が1つの定性的な評価項目に対して、こんなふうに議論をしていくのだという評価の筋道を確立していく必要がさらにあるだろうと思います。今言ったようなことはすでにやっているわけですが、評価手法をさらに明確にして、こういうふうに評価をしているということを示せるようにしなければいけないということです。

それからもう1つ、第三者評価は機関評価と専門分野別評価の2つに大きく分かれます。機関評価というのは、学校を教育機関全体としてみて、その運営や教育内容を評価するものです。専門分野別評価というのは、学校の分野における教育内容、あるいはその教育に関わる運営などを、その個別の専門分野特有のものさしでみていこうというものです。機構における専門学校の第三者評価を構想するときに、専門分野別評価を大きく取り入れたいという考え方は最初からありました。しかしなかなかうまくいきませんでした。結局、評価担当部会の評価者に評価を受ける学校の分野の業界関係者を2名（全6名）入れるという取り組みの段階で、現在はとどまっています。ですから機関評価のなかに専門分野別評価を人材面で少し取り入れているという状況であるわけです。

専門分野別評価に取り組むためには、それぞれの業界や職種団体が必要な人材像を明らかにしていくという動きが必要です。専門学校も各

業界と一緒に becoming 人材像、人材要件の明確化に取り組むことが求められるでしょう。

40 から 50 の分野それぞれについて、分野の教育内容の評価を確立していきたいと考えています。たとえば柔道整復だったら柔道整復学校協会があります。それぞれ分野ごとの学校団体があると思います。教育側だけではなくて、現実には業界における人材像が問われるわけですから、その業界団体が本来求めている人材像などに取り組み、これを公にしているという動きがあれば、そこと呼応して学校団体も人材についての評価項目、教育についての評価項目をこうしようという流れになるのが一番いいということです。

アメリカでは、各職種の団体が人材要件を明確にすることに非常に熱心なようです。したがってアメリカには職種ごと、専門分野ごとの第三者評価団体が非常にたくさんあり、それを取りまとめる団体もあるし、機関評価の団体もちろんもあります。さらに機関評価も専門分野別評価も一緒に仕切る全米の統合団体もある。評価をする団体自体を評価する団体も出てきているくらいです。

日本では、1つ1つの多様な職に対応する人材要件が明らかになる兆しは、まだまだ業界側からもあまりないし、専門学校の団体側もそういうことを議論して明らかにしていこうという



動きは希薄です（筆者注：経済産業省がITに関してマトリックスでこの職種のこの段階だったら年俸はいくらというところまで定めたものなど、国が定めたものが一部にはあります）。しかし、ここには踏み込んでいかなければいけない。評価担当部会の議論を聞いていると、人材像の明確化について業界の方たちの関心も少し出てきているということがありましたので、刺激していきたいところです。

以上が評価システム上の課題です。

機構の運営上の課題と各校の負担は？ 各地域の専各協会の連動にも期待

運営上の課題としては、評価者を常に多く、しかも訓練を受けた方を用意しておかねばならないということが、なかなか大変です。今年は7校だからまだいいのですが、来年からは、順番で行くと25～30校ずつ消化していかないと少なくとも最初に会員になった学校があと3年間のうちに第三者評価を受けられないことになります。仮に30校とすると、×6名。つまり180名の評価者を用意しなければなりません。180名の評価者を用意するためには、評価者バンクに登録している人が180名では運用的に無理があり、少なくとも2倍以上を確保しなければならず、これはとても大きな課題になっています。

それから学校側の支払う評価費用は120万円ですが、これはほとんど実費です。遠隔地の学校ですと、評価者が東京から訪問調査に行く場合には、旅費、宿泊費を学校にご負担いただくこととなりますので、かなりの持ち出しになります。本当はもっと高い価格設定をしないと、年会費は低額ですから、評価機構としては運営が厳しい状況に陥ります。立ち上がりの1年目、2年目については、東京都からかなりの補助を

いただいていた。今年度については、東京の学校だけに限った話ですが、評価機構が補助をいただくのではなく、申し込みをした学校が評価を受けたということが確定した段階で、東京都から学校に対して半額の補助が出ることになっています。

ただ評価機構そのものは東京の学校が母体で作りましたけれども、NPOの性格からいっても東京に限定された話ではないので、東京都がそういう補助をしてくれるのだからということで、少なくとも各県にも徐々に働きかけて、名乗りを上げた学校が東京都以外であれば、その所在県にも連絡を取ったりしています。これは同時に各地域の専各からの動きも必要なのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。実際に評価機構を運営するのは財政的にも大変だということです。

このように、人の問題とお金の問題が大変なのですが、評価機構自体に人手が足りないということもあるので、効率的な運営方法を標準化していくことも課題になっています。

新たな学校種の評価にも対応できる 現機構の評価システム

今後の展望ですが、評価機構としては、これから東京にある機構だけで全国の専門学校の第三者評価をやっていくのは、費用の問題から言っても非常に難しいと考えています。今後は、いろいろな地域の評価団体、これは専各が作るとは限りません、株式会社が作るかもしれないし、いろいろな団体の可能性があると思います。機構はこうした団体に対して「評価基準や評価方法が機構に準拠している」ことを保証するというような方向性で検討してはと考えています。支援するということも含めてです。

大変僥越ですが、第三者評価団体をつくると

いうことを他の地域でやる場合に、自分たちの学校のデータを専門学校全体の発展のために提供するんだという文化の問題もあります。実際、東専各協会には3百数十校の専修学校が加盟しており、調査統計部が行う調査に対して都内の各専修学校が協力し、20数年にわたって調査報告を出しています。財務調査でも、在籍者調査でも、7割近くの学校が回答してくださっています。このように自分の学校のデータを情報公開する形で、東専各協会に対して協力しようという土台があったので、評価機構を東京中心に立ち上げた場合に、ある程度の参加校はあるだろうという読みができたということがありました。

もう1つはスケールの問題として、会費や運営スタッフのことを考慮した場合、少なくとも全専各連のブロック単位程度の学校数がないとNPOを立ち上げて運営していくのはなかなか難しいのではないかと思います。大阪府連合会の規模くらいだと可能性はあるのかなという気はします。

最後の課題として、評価研究機構と称していますから、評価事業を行うだけではなくて、本来は研究をしていくことも必要です。たとえば専門分野別評価の研究をしていくなどということもあります。なにより専門学校の将来像、とくに教育に関して、いま新しい学校種が制度的な意味で議論されている状況であるわけですね。機構も、そうした高度な職業教育のあり方というものを常時研究し、常に先行的に職業教育と専門学校のあり方を議論する機能も持ちたいものだと思っています。

新しい学校種についてですが、自己点検・自己評価のことが、検討会議の報告書のなかにわざわざ入っていて、現状認識の部分で、「私立専修学校における自己点検・自己評価の実施状況は約990校であり、全体の31%である」と指摘してあります。新しい学校種においていきなり第三者評価を求めるかということ、どうもそういうことではなく、学校の実績として自己点検・自己評価に取り組み、それを公開しているということが、まず当座の1つの水準になるのではないかと、なんとなく私は感じています。

新たな学校種に対する第三者評価については、現在の専修学校制度に比べてハードルが上がった部分については、現在の点検項目の修正を行うことで、評価基準としても通用するのではないかと考えています。教育評価の明確性を核とした、現在の評価機構がもっている評価思想とでもいうべきものは、新しい学校種についてどのような評価の観点が出てきても、職業教育機関の評価である以上、充分戦えるというか、優位性をもった考え方ではないかという自負を語らせていただいて、私の話を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。



文部科学省

平成 20 年度教育研修活動補助事業

「専修学校における学校評価等に関する調査研究」報告書

平成 21 年 3 月

発行 財団法人専修学校教育振興会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25

(私学会館別館)

電話 03(3230)4814